印西市

障がい福祉のしおり



いんザイ君
印西市マスコットキャラクター

障がい福祉に関する
ホームページ↓

令和８年度版（Ver.３）

＊このしおりに記載されている各種サービスは印西市に居住している方が対象です。

目　次

【障害者手帳】

≪身体障害者手帳≫ …… 1
≪療育手帳≫ …… 3
≪精神障害者保健福祉手帳≫ …… 4

【障がいにより受けられる支援】

≪医療費の支援≫
1　重度心身障害者（児）医療費助成 …… 5
2　自立支援医療 …… 6
　1）更生医療の給付 …… 6
　2）精神通院医療費の公費負担 …… 7
　3）育成医療の給付 …… 7
3　障がいのある人の後期高齢者医療制度加入 …… 8

≪税金等の控除・減免≫
1　税の控除（確定申告時） …… 9
2　自動車税の減免 …… 9
3　市営自転車駐車場定期使用料免除 …… 11
4　運賃等の割引 …… 11
　1）ＪＲ運賃 …… 11
　2）航空運賃 …… 11
　3）有料道路における障害者割引制度 …… 12
　4）印西市ふれあいバスの料金 …… 13
5　ＮＨＫ放送受信料の減免 …… 14
6　水道料金・下水道使用料の減免 …… 14

≪各種福祉手当≫
【20 歳未満の手当】
　特別児童扶養手当・障害児福祉手当 …… 15
【20 歳以上の手当】
　特別障害者手当・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当 …… 16

≪各種年金≫
1　障害年金 …… 17
2　特別障害給付金 …… 17
3　労働者災害補償保険による傷病（補償）年金・障害（補償）給付 …… 18
4　千葉県心身障害者扶養共済制度 …… 18

≪生活を助ける用具等の支援≫
１　補装具の交付と修理 20
２　日常生活用具の給付と貸与 21
３　小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 22
４　住宅改修費の給付 22
５　緊急通報装置の設置 23
６　軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 24

≪外出するための支援≫
１　福祉タクシー 25
２　移動支援 26
３　外出支援サービス 26
４　心身障害者（児）施設通所交通費助成 27
５　障害者自動車運転免許取得助成 28
６　身体障害者用自動車改造費助成 28
７　ちば障害者等用駐車区画利用証の交付 29
８　駐車禁止規制適用除外 30
９　福祉カーの貸与 30

≪日中の行き場の支援≫
１　日中一時支援 31
２　地域活動支援センター 32
　１）地域活動支援センター（Ⅰ型） 32
　２）地域活動支援センター（Ⅱ型） 32
　３）地域活動支援センター（Ⅲ型） 33
３　精神障害者デイケアクラブ　（心のいずみ） 33
４　クリオネクラブ（障害児放課後対策事業所） 34
５　ふれあいサポートセンターいんざい 34

≪その他の支援≫
１　訪問入浴サービス 35
２　配食サービス 35
３　心身障害者一時介護料助成（レスパイト） 36

【福祉サービス受給者証によって利用できる障害福祉サービス】 37
≪お子さんのサービス≫
　障害児通所支援 40
　１）児童発達支援 40
　２）放課後等デイサービス 40
　３）保育所等訪問支援 40
　４）居宅訪問型児童発達支援 40

≪介護給付（日常生活の介助）≫
１　居宅介護（ホームヘルプ）（児・者） 41
２　重度訪問介護　（者） 41
３　同行援護　（児・者） 41
４　行動援護　（児・者） 41
５　重度障害者等包括支援　（児・者） 41
６　短期入所　（児・者） 42
７　療養介護　（者） 42
８　生活介護　（者） 42
９　施設入所支援　（者） 42

≪訓練等給付（就労の支援など）≫
１　自立訓練　（者） 43
２　就労移行支援　（者） 43
３　就労継続支援　（者） 43
４　就労定着支援　（者） 43
５　自立生活援助　（者） 44
６　共同生活援助（グループホーム）（者） 44

≪その他、給付以外の就労に関連する事業≫
１　就労支援相談 44
２　障害者グループホーム等入居者家賃助成 45
３　精神障害者社会適応訓練事業 45

【その他の各種支援】
１　各種相談窓口 46
２　聴覚、音声言語障がいのある人等への支援 47
　１）手話通訳者・要約筆記者の派遣 47
　２）手話通訳者設置 47
　３）携帯型ヒアリングループシステムの貸出 47
　４）ヒアリングループシステムのある公共施設 48
　５）緊急通報システムについて 48
　６）電話リレーサービス 48
３　視覚障がいのある人への支援 49
　１）声の広報 49
　２）点字図書の給付 49
４　盲ろうの人への支援・相談窓口 49
５　成年後見制度利用支援 50
６　日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業） 50
７　印西市救急医療情報キット配布事業 51
８　ヘルプマーク・カード配布 51

【その他の情報】

≪障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくり≫
１　障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 52
２　障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） 52
３　障害者差別に関する相談窓口 52
４　地域の障がい者相談員 53

≪千葉県医療的ケア児等支援センター≫ 53

≪市内の障害者団体≫
印西市障害者団体連絡協議会（加盟団体） 54

≪難病等の方々の障がい福祉サービス等≫ 【特定疾患見舞金】 55
（令和７年４月１日からの）障害者総合支援法の対象疾病一覧 56

≪災害時のために≫
１　避難行動要支援者の避難支援 59
２　印西地区消防組合　緊急時要配慮者登録制度 60

個人番号（マイナンバー）関係書類 61

【サービス事業所一覧（市内・近隣）】 62

発達障害に関する外国人保護者向けパンフレットについて 76

印西市障がい福祉の窓口 76

印西市障がい者（児）総合相談窓口「いんば障害者相談センター」 76

≪手帳の級数により対象となる主な制度一覧≫ 77

【障害者手帳】

障害者手帳は、障がいのある人が各種の支援を受ける、または受けやすくするためのものです。申請から交付まで、千葉県の審査会の日程の都合等でおおむね２～３か月かかります。

≪身体障害者手帳≫

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障がいにより、都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

【対象者】

目、耳、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に障がいがあり、日常生活に支障がある人。

【障害等級】

・個別等級（障がいの部位ごとの等級）：１級～７級
・総合等級（個別等級を合わせたもの）：１級～６級
★１級から６級までが、手帳の交付対象となります。（７級の障がいは二つ以上重複している場合のみ対象）

【申請に必要なもの】（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）

①身体障害者手帳交付申請書
②指定医が作成した診断書・意見書（作成日から６か月以内のもの）
　＊障がいの種類によって様式が異なります。
③本人の顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚（1 年以内に撮影されたもの）
④個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。）

【その他の申請・届出】

内容	必要なもの　など
住所・氏名等の変更	・居住地等変更届　　・身体障害者手帳 ※市外転出の場合は、転出先に届出をしてください。
紛失・破損	・再交付申請書　　・顔写真（たて４㎝×よこ３㎝）１枚
障害程度変更・追加・再認定	・再交付申請書　　・指定医師の診断書 ・顔写真（たて４㎝×よこ３㎝）１枚
死亡・障害程度非該当	・返還届　　・身体障害者手帳

※死亡または市外へ転出する場合、各種福祉手当や重度心身障害者（児）医療費助成等を支給されている人は、喪失届が必要となりますので窓口にお越しください。

【身体障害者福祉法指定医療機関一覧表】（〇印が診断する障害）令和８年４月１日現在

診断する障がい / 医療機関名	視覚	聴覚	平衡	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓
斉藤おとな&こども眼科クリニック	〇												
千葉ニュータウンクリニック						〇	〇			〇			
大久保メデイカルクリニック													〇
千葉新都市ラーバンクリニック		〇	〇	〇	〇	〇							
つちや耳鼻咽喉科医院		〇	〇	〇	〇								
奈良整形外科						〇							
千葉北総内科クリニック								〇					
牧の原いとうクリニック		〇	〇	〇		〇							
牧の原なのはな耳鼻咽喉科		〇	〇	〇	〇								
印西総合病院		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
日本医科大学千葉北総病院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
いしばし内科クリニック						〇	〇		〇				
印西診療所						〇	〇	〇	〇				
いんざいさくらクリニック								〇					
ばんどうクリニック										〇			〇
千葉ニュータウンサザンクリニック						〇	〇			〇			
すこやか内科クリニック印西								〇					
印西そよかぜ内科・呼吸器内科									〇				
亀谷アイクリニック	〇												
豊田眼科	〇												
千葉ニュータウン駅前こどもクリニック						〇			〇				
千葉ニュータウン駅前腎クリニック								〇					
いんざい整形外科クリニック						〇							
千葉ニュータウン駅前耳鼻咽喉科クリニック		〇	〇	〇	〇								
成田赤十字病院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
国際医療福祉大学成田病院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東京女子医科大学附属八千代医療センター	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
白井聖仁会病院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
北総白井病院		〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇		〇
千葉白井病院						〇	〇	〇		〇	〇		〇
平和台病院		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇
東邦大学医療センター佐倉病院	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

上記の医療機関は、千葉県から指定を受けた医師のいる市内及び市外の一部です。

（変更になっている場合がありますので、受診前に各医療機関にご確認ください。）

≪療育手帳≫

知的障がいのある人（子ども）が各種の支援を受けるために必要な手帳です。知能検査や社会性、生活能力などを勘案して知的障がいと判定された人に交付されます。

【対象者】

18 歳までに、知能指数がおおむね７５以下で、日常生活において介助を必要とする程度の状態になった人。

【障害等級】　Ⓐの１（児童はⒶ）～Ｂの２

【申請に必要なもの】（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）

①療育手帳交付申請書
②本人の顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚
③マイナンバーのわかるもの

【交付の流れ】

所定の申請書を提出し、児童の場合は印旛児童相談所（94-7500）、１８歳以上の人は東葛飾障害者相談センターで判定を受けます。なお、手帳取得後、再判定を定期的に行い障がいの程度を見直します。そのため、手帳に記載されている次回の判定年月に注意してください。

※18 歳以上の人は市職員が面接し、申請に必要な基礎調査を行います。

新　規…千葉県の療育手帳を初めて取得しようとする人です。
再判定…療育手帳は持っているが、東葛飾障害者相談センターで初めて判定する人です。
再　来…前回の判定を、東葛飾障害者相談センターで実施した人です。

必要な書類（18 歳以上）	新規	再判定	再来
判定依頼書:	◎	◎	◎
基礎調査票:	◎	◎	
現況調査票:	◎	◎	◎
日常生活能力評価票:	◎	◎	◎
児童記録票:児童福祉法６３条の５通知	○	○	
参考となる資料: 母子手帳・通知表 他機関や病院での相談資料等	◎	○	○
新規でこれらの資料がない場合は、小中学校から取り寄せての提出をお願いしています。			
東葛飾障害者相談センターでの面接	◎	◎	書類判定が可能な場合もあります。

※◎必須、○可能であれば
※これ以外にも、お子さんの状況によって提出する書類が追加される場合もあります。

【その他の申請・届出】

内容	必要なもの　など
住所・氏名等の変更	・記載事項変更届　　・療育手帳 ※県外・千葉市への転出は、返還の手続きをしてください。
紛失・破損	・再交付申請書　　・顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚
再判定	・再判定申請書　　・療育手帳 ・顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚
死亡・障害程度非該当	・返還届　　・療育手帳

※千葉県外または千葉市に転出の場合は、新居住地で手帳の交付申請手続きが必要です。

≪精神障害者保健福祉手帳≫

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が、各種の支援を受けるために必要な手帳です。２年ごとの更新手続きが必要です。（有効期限の３か月前から更新の申請ができます。）

【対象者】

精神障がいにより長期にわたり日常生活・社会生活に制限のある人。

※高次脳機能障害や難治性てんかん等も該当する場合があります。

【障害等級】　１級～３級

【申請に必要なもの】（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）

①障害者手帳交付申請書

②県指定の診断書（精神障がいによる初診の日から６か月以上経過した日付のもの）
　または障害年金証書の写し・直近日の振込通知書の写し・同意書（障害年金の照会用）

※障害年金については、精神障害を事由としている年金であること。身体障害と精神障害などの併合での障害年金の場合、精神障害についての等級が手帳に反映されます。

③本人の顔写真（たて４㎝×よこ３㎝）１枚

④個人番号（マイナンバー）関係書類（★Ｐ61 をご覧ください。）

【交付の流れ】

申請後、千葉県精神保健福祉センターで判定の上、千葉県が交付します。

【その他の申請・届出】

内容	必要なもの　など
住所・氏名等の変更	・記載事項変更届　　・精神障害者保健福祉手帳 （県外・千葉市からの転入は、その他に申請書、 顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚）
紛失・破損	・再交付申請書　　・顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚
等級変更	・申請書　　・診断書または障害年金証書の写し等及び同意書（障害年金の照会用）・顔写真（縦４㎝×横３㎝）１枚
死亡・障害程度非該当	・返還届　　・精神障害者保健福祉手帳

※千葉県外または千葉市に転出の場合は、新居住地で手帳の交付申請手続きが必要です。

【障がいにより受けられる支援】

≪医療費の支援≫

1　重度心身障害者(児)医療費助成

重度の心身障がいのある人が医療機関にかかった場合の、医療費の保険診療分の一部、または全てを助成します。

対象者	①身体障害者手帳１～２級の人 ②療育手帳Ⓐ～Ａの２の人 ③身体障害者手帳３級及び療育手帳Ｂの１との合併障がいの人 ④精神障害者保健福祉手帳１級の人
助成内容	・県内医療機関等の窓口で、健康保険の資格確認を受け、市が発行する「受給券」を提示することによりその場で精算されます。 ・健康保険適用医療費等（高額療養費及び健康保険付加給付金分を除く）が対象です。
自己負担金	通院１回２００円、入院１日２００円（保険調剤無料） 市町村民税の所得割非課税世帯の人は無料
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ① 重度心身障害者医療費助成申請書 ② 加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ③ 障害者手帳の写し ④ 個人番号（マイナンバー）関係書類（★Ｐ61 をご覧ください。）
助成対象期間	原則として申請があった日の属する月の初日から対象になります。 （転入の場合は転入日から） ※受給券は毎年８月に自動更新となります。ただし、収入の申告がされていない場合、市民税の確認が取れないため自動更新できませんのでご注意下さい。
県外受診など	・県外医療機関の受診や「受給券」を提示しなかった医療費については、領収書を障がい福祉課、各支所または中央駅前出張所の窓口に提出いただくことで、後日、助成分を支払います。 ・対象となる領収書は、医療を受けた日から起算して２年以内のものです。
「受給券」の発行ができない場合	・印西市以外の国民健康保険、千葉県以外の後期高齢者医療保険に加入している人 ・千葉県以外の国民健康保険組合（全国土木、中央建設、全国建設工事事業を除く）に加入している人 ・子ども医療費助成受給券の交付を受けている人

2 自立支援医療

1)更生医療の給付

身体に障がいのある人が、障がいを軽減するために必要な医療を受ける場合、その医療費自己負担額（保険診療分）の一部を公費で負担します。（所得制限あり）

対象者	身体障害者手帳の交付を受けた１８歳以上で、障がいを軽減するために必要な治療や手術（保険診療内）等をする人
給付内容	①診察、薬剤、治療材料 ②医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ③看護、移送
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁および各支所にあります** ① 更生医療給付申請書 ②身体障害者手帳の写し ③自立支援医療要否意見書（障がいに応じた様式） ※更生医療指定医療機関に限られます。 ④医療保険証または加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ※世帯の単位・住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。 ⑤市町村民税額等が確認できるもの（医療保険証ごとの世帯） ※市で課税確認ができる方は課税承諾書 ⑥個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。） ⑦じん臓機能障がいに対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し
利用者負担	原則、１割の負担。世帯の所得及び疾病、症状等に応じて、月額負担上限額が決められています。
給付の主な用途例	①心臓機能…ペースメーカー埋め込み手術、心室心房中隔に対する手術 ②股関節…人工股関節置換術等 ③腎臓機能…人工透析療法、腎移植術 など
注意事項	※　指定自立支援医療機関での医療が対象です。 ※　申請には、施術前に、受ける医療に関する身体障害者手帳が必要です。（心臓、じん臓、免疫機能障がいのみ、手帳の申請と同時に手続きができる場合があります。） ※　手術等が決定し申請が必要な場合は、早めにご相談ください。 ※　手術後の申請は、更生医療の対象になりません。

2） 精神通院医療費の公費負担

精神疾患のための通院医療費自己負担額（保険診療分）の一部を公費で負担します。（指定医療機関・指定薬局のみ有効）（所得制限あり）有効期間は最長１年です。

対象者	精神疾患のため継続して通院医療が必要な人
内容	申請により県が認定した場合、受給者証が発行されます。指定医療機関または指定薬局に、受給者証を提示することで適用されます。
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁および各支所にあります** ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書 ②医療保険証または加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ③市町村民税額等が確認できるもの（医療保険証ごとの世帯） ※市で課税確認ができる方は課税承諾書。 ④県指定の医師の診断書 ※再認定の場合は、有効期間内に手続きされ、かつ、治療方針に変更がなければ、診断書は２年に１回の提出になります。 ⑤個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。）（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ⑥障害年金を受給している人は、障害年金額のわかる払込み通知書又は銀行通帳 ⑦指定する病院や薬局の名称・住所のわかるもの
利用者負担	原則、１割の負担。 世帯の所得に応じて月額負担上限額が決められています。

3） 育成医療の給付

身体に障がいがある 18 歳未満で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費自己負担額（保険診療分）の一部を公費で負担します。（所得制限あり）

対象者	身体に障がいがある 18 歳未満の人
給付内容	①診察、薬剤、治療材料（治療用補装具含む） ②医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ③看護、移送
対象となる疾患	①視覚障がいによるもの ②聴覚・平衡機能の障がいによるもの ③音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの ④肢体不自由によるもの ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸・小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの

	⑥先天性の内臓の機能の障がいによるもの（⑤に掲げるものを除く） ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります** ＊申請手続きは、原則として手術等の治療を行う前に行ってください。 ①自立支援医療費支給認定申請書(育成医療) ②自立支援医療（育成医療）意見書 ※育成医療指定医療機関に限られます。 ③医療保険証または加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ④市町村民税額等が確認できるもの（医療保険証ごとの世帯） ※市で課税確認ができる方は課税承諾書 ⑤個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。） ⑥じん臓機能障がいに対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し
利用者負担	原則、１割の負担。世帯の所得及び疾病、症状等に応じて、月額負担上限額が決められています。

3 障がいのある人の後期高齢者医療制度加入

６５歳以上７５歳未満で一定の障がいがある人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。医療機関窓口で支払う自己負担額が、１割（所得により２～３割）となります。

※会社の健康保険などに加入していた人が後期高齢者医療制度に加入する場合、扶養家族は国民健康保険等への加入手続きが必要です。

対象者	６５歳以上で以下のいずれかに該当する人 ●身体障害者手帳１～３級 ●身体障害者手帳４級のうち ・音声機能、言語機能の著しい障害があるもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・１下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの ・１下肢の機能の著しい障害があるもの ●療育手帳Ⓐの１～Ａの２ ●精神障害者保健福祉手帳１・２級 ●障害年金１・２級（国民年金証書）
問合せ先	国保年金課　高齢者医療年金係　電話　0476-33-4470 FAX　0476-42-8901

≪税金等の控除・減免≫

1 税の控除(確定申告時)

【窓口】　課税課　市民税係

		所得税	市民税
対象者		本人、同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）、扶養親族が、下記の障害程度に該当する人	
特別障害者控除	障害程度	・身体障害者手帳　１級・２級 ・療育手帳　Ⓐ～Ａの２ ・精神障害者保健福祉手帳　１級	
	控除額	４０万円	３０万円
障害者控除	障害程度	・身体障害者手帳　３～６級 ・療育手帳　Ｂの１、Ｂの２ ・精神障害者保健福祉手帳　２・３級	
	控除額	２７万円	２６万円
同居特別障害者扶養控除	障害程度	・同居の配偶者または扶養親族が特別障害者の場合	
	控除額	３５万円加算	２３万円加算

2 自動車税の減免

心身障がいのある人本人または生計をともにする人が所有し、心身障がいのある人のために使用する車が１人につき１台減免されます。（＊手帳をお持ちの方が入院中である等で自動車を利用していない場合は減免の対象になりません）

【対象者】

①身体障害者手帳所持者

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	
視覚障害	１～３級、４級の１※	腎臓機能障害	１・３級、４級	
聴覚障害	２・３級	呼吸器機能障害		
平衡機能障害	３級	膀胱機能障害		
音声・言語機能障害	３級（喉頭摘出のみ）	直腸機能障害		
		小腸機能障害		
上肢不自由	１・２級	肝臓機能障害	１～４級	
下肢不自由	１～６級	免疫機能障害	１～３級	
体幹不自由	１・２・３級、５級	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１・２級
心臓機能障害	１・３級、４級		移動機能	１～６級

※　視覚障害の４級の１は視力障害であり、４級の２は視野狭窄をいう。

※　複数の障害が記載された手帳の場合、個々の障害の区分ごとに判断します。

②療育手帳所持者

・Ⓐ（Ⓐの１、Ⓐの２）またはＡの１の人

・Ａの２で音声もしくは言語または上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に３級の記載がある人

③精神障害者保健福祉手帳１級の人

④戦傷病者手帳所持者

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視覚障害	特別項症から第４項症までの各項症	下肢不自由	特別項症から第６項症までの各項症および第１款症から第３款症までの各款症
聴覚障害		体幹不自由	
平衡機能障害		心臓機能障害	特別項症から第３項症までの各項症および第４・第５項症
音声・言語機能障害	特別項症から第２項症までの各項症（喉頭摘出のみ）	腎臓機能障害	
		呼吸器機能障害	
		膀胱機能障害	
上肢不自由	特別項症から第３項症までの各項症	直腸機能障害	
		小腸機能障害	

【生計同一証明書・常時介護証明書の発行】

税の減免申請時に添付する書類として「生計同一証明書」または「常時介護証明書」を発行します。

※「常時介護者」とは障がい者のみの世帯の障害者が所有する車を別世帯の介護者が障がい者のために常時運転する場合。

＜発行場所＞※手帳の種類によって発行場所が異なります。

・身体障害者手帳・療育手帳…市役所障がい福祉課、各支所

・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳…印旛健康福祉センター

（印旛合同庁舎内 043-483-1136）

※印旛健康福祉センターへ出向く際は、必ず提出物等を事前に確認して下さい。

（市役所本庁または各支所で発行を受ける場合に必要なもの）

①身体障害者手帳または療育手帳

②減免の対象とする車の車検証（原本）または自動車検査証記録事項（または写し）

③運転する人の運転免許証（または写し）

【窓口】

◇自動車税に関することは

〒２８５－８５０３　佐倉市鏑木仲田町８－１(印旛合同庁舎内)

千葉県佐倉県税事務所　　電話：043-483-1403　FAX：043-486-9411

月～金曜日　９時～16 時（電話対応は 17 時まで）

◇軽自動車税に関することは

印西市役所　課税課　税制係　電話：0476-33-4443　FAX：0476-40-3015

月～金曜日　９時～16 時 30 分

3 市営自転車駐車場定期使用料免除

市営の自転車駐車場定期使用料が免除されます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

【窓口】

利用する駐輪場へ行き、手帳の写しを提出して免除手続きをしてください。

（担当課：市民活動推進課　市民安全係　電話 0476-33-4435）

4 運賃等の割引

1） JR運賃

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人および同乗する介護者１名

【利用方法】

乗車券購入時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示してください。

<table>
<tr><th>種　　類</th><th>対　象　者</th><th>適用区間</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td rowspan="3">普通乗車券</td><td>第１種の人とその介護者（１名）</td><td>全　線</td><td rowspan="4">５０％</td></tr>
<tr><td>第１種の人が１名で乗車</td><td rowspan="2">片道１００km
を超える区間</td></tr>
<tr><td>第２種の人が１名で乗車</td></tr>
<tr><td>回数券
（特急券を除く）</td><td>第１種の人がその介護者（１名）
とともに利用する場合</td><td>全　線</td></tr>
<tr><td>急行券
（特急券を除く）</td><td>同　　上</td><td>全　線</td><td></td></tr>
<tr><td>定期乗車券
（小児定期を除く）</td><td>第１種の人とその介護者（１名）
※同時に利用する場合に限る
第２種の障がい者（１２歳未満）
の介護者　※通勤定期に限る</td><td>全　線</td><td>５０％</td></tr>
</table>

詳しくは、最寄りのＪＲ駅へお問い合わせください。

なお、JR 以外でも各私鉄各線およびバス会社により割引制度が違いますので、利用される機関へお問い合わせください。

2） 航空運賃

各航空会社で割引率や対象者等が異なります。詳しくは、利用される航空会社へお問い合わせください。

3） 有料道路における障害者割引制度

障がいのある人の通勤・通学・通院などの日常生活において有料道路を利用する場合、料金の割引が受けられます。本人または親族等が所有する自動車を１台のみ登録することができます。（事業用、法人所有の車は対象外）※事前に申請手続きが必要です。

【対象者】

手帳の種類	種別	運転者	自動車の所有者（個人名義のみ）
身体障害者手帳	１種	本人 介護者（本人が同乗）	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 （いずれの人も自動車を所有していないときは、障がいのある人本人を継続して日常的に介護している人）
	２種	本人のみ	
療育手帳	１種	介護者（本人が同乗）	
	２種	対象外	

【割引内容】

通常料金の半額　（端数が生じる場合は、10 円単位又は 50 円単位で切り上げ）

【割引有効期間】

新規及び変更の申請時においては、申請をした日から、その後の２回目の誕生日まで。

更新の申請時（割引有効期間の満了日の前２ヵ月間における申請）においては、申請をした日から、その後の３回目の誕生日まで。＊更新は有効期限前日までに行ってください

【利用方法】

１　登録した自動車を利用した場合

申請後、手帳にシールの貼付を受けてから、手帳を提示して割引を受けます。または登録したＥＴＣカードを車載機に挿入し、ＥＴＣゲートを通過します。（ＥＴＣが利用できない場合に備えて、手帳を携行してください。）

２　登録した自動車を利用しない場合

有料道路の一般出口（有人）において割引シール（有効期限有）付障害者手帳を見せることで割引されます。ＥＴＣ専用出口（無人）では割引されません。

＊手帳の種類により割引対象自動車が変わります。下記参照ください。

・身体障害者手帳/療育手帳１種の方

①知人の車・代車の自動車　②レンタカー　③タクシー　④福祉有償運送車

・身体障害者手帳２種の方

①知人の車・代車の自動車　②レンタカー

【申請に必要なもの】

１　自動車１台を登録する場合

①有料道路障害者割引申請書兼ＥＴＣ利用申請書（障がい福祉課、印旛支所、本埜支所に備付）

②身体障害者手帳または療育手帳

③運転免許証（障がいのある人本人が運転される場合）

④自動車検査証

⑤　障がいのある人本人名義のＥＴＣカード

（本人が２０歳未満の場合は保護者名義でも可）

⑥ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）

＊⑤および⑥は ETC 利用申請時のみ必要です。

＊ETC 登録係より ETC 利用が可能となる日が書面にて通知されます。適用日より前に ETC レーンを通過すると通常料金となりますのでご注意ください。

２　自動車を登録しない場合（ＥＴＣ利用でのノンストップ割引は出来ません）

・身体障害者手帳/療育手帳１種の方：障害者手帳のみ

・身体障害者手帳　　２種の方：障害者手帳、運転免許証の２点

●オンライン申請が出来ます。（但しＥＴＣ利用者のみ）

具体的な手続きについては下記案内にお問合せください。

・オンライン申請受付サイト　https/www.expressway-discount.jp

・ＥＴＣ登録係　電話：045-477-1233

4）印西市ふれあいバスの料金

障がいのある人とその介助者（１名）は、手帳を呈示することで運賃が無料になります。



いんザイ君©２０１１　印西市

5 NHK放送受信料の減免

障がいがある方は次のとおりNHK放送受信料の減免を受けることができます。

対象者	免除額
世帯構成員全員が市民税非課税で、障害者手帳を持っている世帯員がいる世帯	全額
世帯主に以下の障がいがあり、受信契約者である場合 ・視覚及び聴覚障がい ・身体障害者手帳１～２級 ・療育手帳Ⓐ・Ⓐの１・Ⓐの２・Ａの１・Ａの２ ・精神障害者保健福祉手帳１級 ・戦傷病者手帳を所持し、障害程度が特別項症から第１款症に相当	半額

【申請に必要なもの】

① 放送受信料免除（全額・半額）申請書（障がい福祉課、印旛支所、本埜支所に備付）

②身体障害者手帳または療育手帳または精神保健福祉手帳の写し

③印かん（認印）

＊障がい福祉課、印旛支所、本埜支所において減免申請書の証明を受け下記送付先へ郵送で申し込みます。

【送付先】　〒２６０－８６１０　千葉市中央区千葉港５－１
ＮＨＫ千葉放送局　電話 043-203-0700　FAX043-203-0763

6 水道料金･下水道使用料の減免

	対象世帯	減免額	問い合わせ先
市営水道（木下・大森・小林など）	・特別児童扶養手当受給世帯 ＊全員が市民税非課税で、下記の障害者手帳を持っている人がいる世帯が対象です。 ・身体障害者手帳（１級・２級） ・療育手帳（Ⓐ～Ａの２） ・精神障害者保健福祉手帳（１級）	消費税及び地方消費税相当額	印西市水道課　業務係 （本埜支所） 電話　0476-33-4615
県営水道（千葉ニュータウン区域）		消費税及び地方消費税相当額（１０円未満の端数は切捨て）	船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所 〒270-1342 印西市高花２－１－４ （高花郵便局隣） 電話　0476-46-3514 FAX　0476-46-3510
下水道使用料		消費税及び地方消費税相当額	印西市下水道課　業務係 （本埜支所） 電話　0476-33-4696 FAX 0476-80-9332

≪各種福祉手当≫

在宅の障がいのある人に、手当が支給されます。（障がいの程度や所得の要件があります。）

【20歳未満の手当】

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
受給者	障がいのある児童（20 歳未満）の保護者または養育者	障がいのある児童（20 歳未満）本人
対象者（障害程度のおおむねの目安） **※原則、診断書等により手当の基準に該当しているか審査されます。（非該当の場合もあります。）**	１級 ・身体障害者手帳（１・２級） ・療育手帳（A以上） ・精神障害者保健福祉手帳（１級）。 ２級 ・身体障害者手帳（３級） ・療育手帳（Bの１以上） ・精神障害者保健福祉手帳（２級）	重度の障がいにより在宅での生活において常時介護を要する児童 ・身体障害者手帳 １級・２級の一部（国の基準による） ・療育手帳　Ⓐ ・その他精神の障がい等で著しく重度の障がいを有する児童
支給月額（変更となる場合があります。）	１級：58,４50円／月 ２級：38,９30円／月	１６，５６０円／月
支給月	４月・８月・11月	２月・５月・８月・11月
	※請求書の提出により認定を受けると、請求した月の翌月分から手当てが支給されます。	
必要書類 **（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）**	①認定請求書 ②認定診断書（一部省略可） ③障害者手帳（所持者のみ） ④請求者（受給者）と対象児童の戸籍の謄本または抄本 ※申請日前１か月以内のもの ⑤振込先預金通帳の写し ※請求者（受給者）のもの ⑥振込口座申出書 ⑦印かん（認印） ⑧個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。）（受給者、配偶者、対象児童、扶養義務者） ⑨前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認できない人	①認定請求書 ②認定診断書（一部省略可） ③所得状況届 ④現況届 ⑤重要事項説明書兼同意書 ⑥前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認のできない人 ⑦振込口座届出書及び対象者名義の銀行通帳 ⑧印かん（認印） ⑨個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。）（受給者、配偶者、扶養義務者） ⑩障害者手帳の写し
受給資格の喪失	・本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（申請は可能） ・児童福祉施設等に入所したとき ・障がいを支給事由とする年金を受給できるとき　等	

【20歳以上の手当】

	特別障害者手当	在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当
受給者	障がいのある人本人	障がいのある人本人
対象者（障害程度のおおむねの目安） **※原則、手当用診断書により手当の基準に該当しているか審査されます。（非該当の場合もあります。）**	日常生活において常時特別な介護を必要とする人 ・身体障害者手帳の個別等級で１級(2 級の一部)が**２つ以上**※ ・療育手帳　Ⓐの１ ・最重度の精神障がい（国の基準による）※	１．在宅重度知的障害者 ・療育手帳Ａ以上 ２．ねたきり身体障害者 ・在宅において、おおむね６か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどに人手を要する 65 歳未満の人
支給月額（変更となる場合があります。）	３０，４５０円／月	８，６５０円／月
支給月	２月・５月・８月・11 月	１月・４月・７月・10 月
	※請求書の提出により認定を受けると、請求した月の翌月分から手当てが支給されます。	請求月より支給
必要書類 **（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）**	①認定請求書 ②認定診断書（一部省略可） ③所得状況届 ④現況届 ⑤重要事項説明書兼同意書 ⑥前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認のできない人 ⑦振込口座届出書及び対象者名義の銀行通帳 ⑧印かん（認印） ⑨個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。） （受給者、配偶者、扶養義務者） ⑩障害者手帳の写し	①支給申請書 ②地区民生・児童委員の証明書（ねたきり身体障害者の場合） ③所得状況届 ④前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認のできない人 ⑤振込口座届出書及び対象者名義の銀行通帳 ⑥個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。） （受給者、配偶者、扶養義務者） ※障がいの状態などにより調査が必要な場合があります。申請前にご相談ください。
受給資格の喪失	・本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（申請は可能） ・施設等に入所したとき ・病院などに３か月以上入院したとき　　等	・本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（申請は可能） ・特別障害者手当等や介護保険給付を受けたとき ・施設等に入所したとき（グループホームも含む） ・病院などに３か月以上入院したとき　　等

≪各種年金≫

1 障害年金

公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）に加入中、または２０歳前（年金加入前）や 65 歳前（加入後）の病気やけがで、政令で定める障がい程度になったときに支給されます。（初診日より１年６か月経過した時または症状や障がいが固定した時）

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">おおむね次の要件のいずれかに該当する人
・年金加入中に障がいの原因となる傷病の初診日がある人
・２０歳前に初診日があり、２０歳に達した人
・被保険者の資格喪失後でも、６０歳以上６５歳未満に初診日がある人</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">・一定の保険料納付などの要件や所得制限があります。
・障がいの状態が障害厚生年金の障害等級に該当しない場合、保険料の一定納付があるなどの要件により障害手当金（一時金）が支給されます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">問い合わせ先</td><td>・厚生年金の加入中に初診日のある人
・第３号被保険者（厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者）期間中に初診日のある人</td><td>・ねんきんダイヤル
0570-05-1165
・船橋年金事務所
電話　047-424-8811
FAX　047-422-0811</td></tr>
<tr><td>・２０歳前に初診日のある人
・被保険者の資格を喪失した後で、６０歳以上６５歳未満に初診日のある人
・国民年金の加入中に初診日のある人</td><td>・印西市役所　国保年金課
電話 0476-33-4470</td></tr>
<tr><td>・各共済年金の加入中に初診日のある人</td><td>・各共済組合</td></tr>
</table>

2 特別障害給付金

対象者	障がいを受傷したときに学生であったり、厚生年金・共済組合等の配偶者であったりした人が、国民年金の任意加入をしていなかったために、障害基礎年金を受給できない障がいのある人
備考	障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる人は対象になりません。
問い合わせ先	・ねんきんダイヤル　0570-05-1165 ・船橋年金事務所　電話 047-424-8811　FAX　047-422-0811 ・印西市役所　国保年金課　電話 0476-33-4470

3　労働者災害補償保険による傷病(補償)年金・障害(補償)給付

業務上の災害または通勤途上の災害によって負傷または病気になった時に受けられる給付金制度です。

傷病（補償）年金	傷病の療養開始後１年６か月を経過した日またはその日以後、傷病が治っていない場合、その傷病の程度に応じて年金または一時金が支給されます。
障害（補償）給付	傷病が治った（障がいが固定した）ときに、身体の一部に一定の障がいが残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。
問い合わせ先	勤務地の労働基準監督署または、 成田労働基準監督署　〒286-0134　成田市東和田５５３－４ 電話 0476-89-1436

4 千葉県心身障害者扶養共済制度

障がいのある人の保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあった場合、障がいのある人に終身一定額の年金を給付する千葉県の制度です。

<table>
<tr><td>加入資格</td><td>千葉市を除く千葉県内に住んでいる健康状態に問題のない６５歳未満の人（扶養者）で、次のいずれかに該当する人を扶養していること。
①身体障害者手帳１～３級
②知的障害者（療育手帳所持者）
③精神または身体に永続的な障がいのある人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症.、 自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる人</td></tr>
<tr><td>掛金月額
（令和８年
４月１日）</td><td>掛金の口数は、上限２口までです。
<table>
<tr><th>加入するときの年齢</th><th>掛金月額（１口）</th></tr>
<tr><td>３５歳未満</td><td>９，３００円</td></tr>
<tr><td>３５歳以上４０歳未満</td><td>１１，４００円</td></tr>
<tr><td>４０歳以上４５歳未満</td><td>１４，３００円</td></tr>
<tr><td>４５歳以上５０歳未満</td><td>１７，３００円</td></tr>
<tr><td>５０歳以上５５歳未満</td><td>１８，８００円</td></tr>
<tr><td>５５歳以上６０歳未満</td><td>２０，７００円</td></tr>
<tr><td>６０歳以上６５歳未満</td><td>２３，３００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

優遇措置	掛金の免除	加入者が６５歳以上に達しかつ継続して２０年以上加入した場合（ただし、昭和６１年以前に４５歳未満で加入した人は継続して２５年以上の加入が必要）
	掛金の減免	・生活保護を受けるようになったとき ・県民税及び市民税が非課税または均等割のみのとき ・災害などの特別の事情があるとき
返還金	加入期間が５年未満で、加入者の申し出により脱退する場合、既に納めた掛金の返還はできません。	
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①加入等申込書 ②申込者（被保険者）告知書 ③障害証明書 ④年金管理者指定届出書 ⑤住民票の謄本１通（加入者及び障がいのある人それぞれ） ⑥身体障害者手帳または療育手帳の写し ⑦印かん（認印）	
支給	①加入者が死亡または重度の障がいとなった日の属する月から、 月額２０，０００円（２口加入の場合は、４０，０００円） ②弔慰金（加入者より心身障がい者（児）が先に、または同時に死亡されたときに支給されます。ただし加入期間は１年以上必要です。） ③脱退一時金（５年以上この制度に加入していた方が脱退する場合、加入年数に応じて支給されます。）	
窓口	障がい福祉課	

≪生活を助ける用具等の支援≫

1 補装具の交付と修理

身体に障がいのある人（子ども）の日常生活の能率向上を図るため、補装具の交付と修理に係る費用を負担します。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>身体に障がいのある人（子ども）、難病患者等（障害者総合支援法に基づく疾病）
※対象用具により、対象者が異なります。（障害部位と等級による）
※介護保険の対象となる人は、介護保険が優先となります。</td></tr>
<tr><td>申請（交付・修理）に必要なもの</td><td>申請関係書類は本庁及び各支所にあります。
①補装具費支給申請書
②身体障害者手帳の写し
③医師の意見書（必要に応じて）
④交付又は修理を希望する補装具の見積書
⑤市町村民税額等が確認できるもの（世帯）
＊市で課税確認ができる方は課税承諾書</td></tr>
<tr><td rowspan="5">補装具種類</td><td colspan="2">手帳に記載されている障がいのみ、対象です。
また、補装具にはそれぞれ基準額がありますので、基準額を超えるものについては、原則、交付（修理）の対象になりません。</td></tr>
<tr><td>①視覚障がい</td><td>視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡</td></tr>
<tr><td>②聴覚障がい</td><td>補聴器</td></tr>
<tr><td>③肢体不自由</td><td>義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・姿勢保持装置・重度障害者用意思伝達装置・座位保持椅いす（障がいのある子どものみ）・頭部保持具・起立保持具・排便補助具</td></tr>
<tr><td>④呼吸器・心臓機能障がい</td><td>車椅子（歩行障がい（制限）のある人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※補装具によっては、身体状況及び家庭状況を調査及び千葉県の障害者相談センター等において、面接による判定が必要な場合があります。
※申請前に購入したものについては、対象になりません。
※対象用具等についてご不明な場合にはお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>原則、１割の負担。所得に応じて、月額負担上限額が決められています。
〇市町村民税課税世帯……37,200 円
〇市町村民税課税世帯以外……　　０円</td></tr>
</table>

2 日常生活用具の給付と貸与

在宅の障がいのある人(子ども)に対し、日常生活用具を給付又は貸与します。

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">・身体、知的、精神障がいのある人（子ども）
・難病患者等（障害者総合支援法に基づく疾病）。
※対象用具により、対象者が異なります。また、児童を除き一定所得を超える場合（市町村民税所得割額が４６万円以上）は支給の対象となりません。<u>※介護保険の対象となる人は、介護保険が優先となります。</u></td></tr>
<tr><td>申請（給付・貸与）に必要なもの</td><td colspan="2">申請関係書類は本庁及び各支所にあります。
①日常生活用具給付（貸与）申請書
② 障害者手帳の写し
③ 給付又は貸与を希望する用具の見積書
④ 市町村民税額等が確認できるもの（世帯）
＊市で課税確認ができる方は課税承諾書
⑤意見書（用具によって必要となる場合あり）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象用具</td><td>給付</td><td>①介護・訓練用支援用具
特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

②自立生活支援用具
入浴補助用具、便器、Ｔ字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

③在宅療養等支援用具
透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、視覚障害者用血圧計（音声式）、ポータブル電源（蓄電池）

④情報・意思疎通支援用具
携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用（ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・読書器・時計・ワードプロセッサー・地上デジタル放送対応ラジオ）、聴覚障害者用（通信装置・情報受信装置）、人工喉頭

⑤排泄管理支援用具
ストマ装具、紙おむつ等、収尿器

⑥その他　補聴器用電池</td></tr>
<tr><td>貸与</td><td>福祉電話・ファックス等</td></tr>
<tr><td colspan="3">※対象用具には、それぞれ限度額があります。なお、限度額を超えた部分の金額については、自己負担となります。
※用具によっては、身体状況及び家庭状況を調査する場合があります。
※申請前に購入したものについては、対象になりません。
※対象用具等についてご不明な場合にはお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="2">原則、１割の負担（10 円未満切捨て）となりますが、所得に応じて、月額負担上限額が決められています。上限額は補装具と同じです。</td></tr>
</table>

3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付します。

対象者	在宅の小児慢性特定疾病児童 ※対象用具により、対象者が異なります。また、前頁「2　日常生活用具の給付と貸与」で支給を受けられる場合はそちらが優先となります。
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書 ②小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ③給付を希望する用具の見積書 ④市町村民税額等が確認できるもの（医療保険証ごとの世帯） ※市で課税確認ができる方は課税承諾書
対象用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、便器、歩行支援用具、車いす、頭部保護帽、特殊便器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、ストマ装具、人工鼻、クールベスト、紫外線カットクリーム、チューブ型包帯
※対象用具には、それぞれ限度額があります。 ※用具によっては、身体状況及び家庭状況を調査する場合があります。 ※申請前に購入したものについては、対象になりません。	

4 住宅改修費の給付

日常生活を営むのに著しく支障のある障がいのある人等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の一部を給付します。

対象者	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）のある人で身体障害者手帳３級以上の人（ただし、洋式便器への取替えについては上肢障害２級以上の人）。 **※介護保険の対象となる人は、介護保険が優先となります。**
対象箇所	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え等
給付額	限度額２０万円。市民税課税世帯は１割の負担（10円未満切捨て）あり。

再給付	既に住宅改修費の給付を受けた人が次の①または②に該当する場合には、限度額を再度２０万円とします。 ①市内において転居したとき ②障害程度等級が重たくなったとき
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①住宅改修費給付申請書 ②身体障害者手帳の写し ③市町村民税額(所得割)等が確認できるもの（世帯） ※市で課税確認ができる方は課税承諾書 ④工事前の写真、工事内容がわかる図面等 ⑤見積書
※既に改造に着手または完了したもの、新築（増築含む）の場合は、対象になりません。 ※該当にならない改造・改修がありますので、必ず事前にご相談ください。 ※市民税等を滞納している場合は、助成の対象になりません。	

5 緊急通報装置の設置

受信センター（ALSOK あんしんケアサポート）が２４時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応する緊急通報装置を貸与します。

対象者	市内に居住する身体障害者手帳の１～２級をお持ちで単身生活をしている人（６５歳以上の方は高齢者福祉課の窓口で申請）
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①緊急通報装置設置申請書 ②緊急通報装置設置誓約書 ③身体障害者手帳の写し ④協力員承諾書（最低２名の方が必要になります＊） ⑤印かん（認印） ⑥市町村民税額の課税状況がわかる書類 ※市で課税確認ができる方は課税承諾書 ＊協力員とは、緊急事態が発生した場合、ALSOK あんしんケアサポートから利用している方の状況確認依頼が入りますので、その際確認の協力をしていただける方です。
利用者負担	月額 930 円。但し、市町村民税非課税世帯の人は無料

6 軽度･中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用を助成します。

対象者	**以下の要件をすべて満たす人** ①18 歳未満 ②「両耳の聴力レベルが３０デシベル以上７０デシベル未満であって、指定医療機関（※）の医師が補聴器装用の必要性があると認めている人」で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果を期待することができると医師が判断する人 （※）障害者総合支援法第５９条第１項の規定（自立支援医療）による指定を受けた医療機関のこと
助成額	市が定める基準額と購入費用額を比較して、いずれか少ない額の３分の２以内（１００円未満切り捨て）。
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁にあります。※購入前に申請の手続が必要です** ①申請書 ②医師の意見書 （県の更生医療・育成医療指定医療機関で作成したもの） ③補聴器の見積書 （医師の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成したもの）

≪外出するための支援≫

1 福祉タクシー

重度心身障がいのある人が外出のため、タクシーを利用する場合、市が交付する福祉タクシー券により、乗車料金の一部を助成します。

対象者	①身体障害者手帳の１～２級の人、ただし、視覚、下肢及び体幹機能障がいのある人は総合等級３級以上の人。 ②療育手帳のⒶ ～Ａの２の人。 ③精神障害者保健福祉手帳の１～２級の人。 ※上記に該当する手帳をお持ちの方でも、障害者施設・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等に入所中の方は、ご利用できません。 **※要介護１～５**に認定された方はご相談ください。
助成金額	利用１回につき迎車料金を含む乗車料金の２分の１の額（10 円未満切り上げ）とし、1,000 円までを上限額とします。
交付枚数	年間５０枚（有効期間：該当年４月１日～翌年３月 31 日） ＊前年度以前のものはご使用できません。 ＊じん臓機能障がいで人工透析を受けている人及び、視覚に障がいのある人は、５０枚まで追加可。 **＊紛失などによる利用券の再発行はできません。**
申請先	本庁、印旛支所、本埜支所（＊出張所では申請できません）
申請に必要なもの	①印西市福祉タクシー利用券交付申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
福祉タクシー券の利用方法	①利用者記入欄に必要事項（氏名・住所・利用目的）を記入してください。 ②料金を支払うときに切り取らずに利用券を運転者に渡してください。（その際に手帳を提示ください。） ③助成額を引いた利用者負担額をお支払いください。 ④きりとり部分より上は利用者本人控えとなります。 **＊本市と提携しているタクシー会社に限ります。** ＊身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は提示していただくことで写真による本人確認を行った上で乗車料金（迎車料金は含みません）の１割が割引されます。

2 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行う制度です。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>次の各項目に該当する人で、障がいによって単独での移動が困難である場合。
１．障害者手帳を持っている人
２．自立支援（精神通院）受給者証を持っている人
３．障害福祉サービスを受けている人
４．難病の指定を受けている人
５．その他、上記と同等と印西市福祉事務所長が認めた人</td></tr>
<tr><td>支給量</td><td>１か月に 30 時間を上限とし１日（８時間程度）で用務を終えるもの。
通勤や通学、通院等、通年かつ長期にわたる外出等は対象外。</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td>①移動支援事業利用申請書（本庁・各支所に備付）
②市町村民税額等が確認出来るもの（世帯）
＊市で確認できる方は課税承諾書</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>１割の負担（10 円未満切捨て。）※軽減措置あり
※　参考（個別支援、身体介護ありの金額）
<table>
<tr><th>利用時間</th><th>利用負担額の目安</th></tr>
<tr><td>30 分未満</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>30 分～１時間未満</td><td>400 円</td></tr>
<tr><td>１時間以上１時間 30 分未満</td><td>580 円</td></tr>
<tr><td>１時間 30 分以上２時間未満</td><td>660 円</td></tr>
<tr><td>２時間以上２時間 30 分未満</td><td>750 円</td></tr>
<tr><td>２時間 30 分以上３時間未満</td><td>830 円</td></tr>
<tr><td>３時間以上</td><td>910 円に利用時間３時間から計算して利用時間３０分を増すごとに 80 円を加算</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

3 外出支援サービス

<table>
<tr><td>対象者</td><td>身体障害者手帳をお持ちで市内に居住する介助なしでは公共交通機関（電車・バス・タクシーなど）を利用することが困難な人。
※６５歳以上の方は高齢者福祉課の窓口でお申し込みください。</td></tr>
<tr><td>利用できる送迎先</td><td>①医療機関
②市役所などの市の施設
③在宅福祉サービスを提供する施設、場所
※買い物等には使用できません</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>送迎のできる範囲</td><td>・印西市内
・近隣市町村（いずれも片道の距離がおおよそ 20km 以内の範囲）</td></tr>
<tr><td>運行日時と利用回数</td><td>一人あたり、週１回
月曜日～金曜日の午前９時～午後５時まで
※土・日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）はお休みです。
利用日の１か月前～５日前までに予約が必要です。</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td>申請関係書類は本庁及び各支所にあります。
①印西市外出支援サービス利用者登録申請書
②確約書
③状況調査用紙（現在の介護等の状況について調査を行います）
④印かん（認印）⑤障害者手帳の写し</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>※降車時に運転手に直接支払います。
※駐車料金などの費用は全額自己負担です。
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>基本料金</td><td>１回当たり　1,000円</td><td>２時間まで</td></tr><tr><td>迎車料金</td><td>１回当たり　500円</td><td></td></tr><tr><td>超過料金</td><td>30分ごとに　400円</td><td>30分未満は切り上げ</td></tr><tr><td>運行料金</td><td>１Km当たり　30円</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>予約先</td><td>印西市社会福祉協議会　　電　話　0476-42-0294
（印西市木下南 2-10-6）　ＦＡＸ　0476-42-0338</td></tr>
</table>

4 心身障害者(児)施設通所交通費助成

心身障害者（児）施設に通所している人または介護者に係る交通費の一部を助成するものです。

<table>
<tr><td>助成対象施設</td><td>①障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設
②障害者総合支援法に規定されている地域活動支援センター
（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）</td></tr>
<tr><td>支給内容</td><td>・電車、バスなどの運賃の実費
・自動車や自転車等の場合は距離により規定の金額を助成
・１０，０００円／月を限度
※通所日数１日から支給</td></tr>
<tr><td>支給月</td><td>７月（４～６月分）、１０月（７～９月分）、１月（１０～１２月分）、４月（１～３月分）</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td>申請関係書類は本庁および各支所にあります
① 印西市心身障害者（児）施設通所に係る交通費助成申請書
② 定期券等の写し（交通機関を利用する場合）
③ 印かん（認印）</td></tr>
</table>

5 障害者自動車運転免許取得助成

障がいのある人に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

対象者	・身体障害者手帳１～４級の人又は療育手帳所持者で、免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる人（1 人１回まで。自動車以外の二輪なども含まれる）
対象となる経費	免許取得に直接要した費用 （入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許取得料、その他必要な経費）
助成額	・免許取得に直接要した費用の２／３以内（限度額１０万円）
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ① 障害者自動車運転免許取得助成申請書 （免許の取得前または取得後６か月以内に申請） ②身体障害者手帳又は療育手帳
申請の前に	自動車運転免許は、運転免許センターで適性検査（無料）を行い、検査によって付される条件に従って取得することとなります。申請前に下記へお問い合わせください。 ※千葉運転免許センター適性相談室　電話 043−274-2000

6 身体障害者用自動車改造費助成

重度の身体障がいのある人が就労等に伴い、自ら運転する車の駆動・操向装置等を改造する場合、その費用の一部を助成します。

対象者	①身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹の障がいが１～２級の人 ②自動車運転免許証のある人 ③就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある人 ④支給月の属する年の前年の所得金額（各種所得控除後の額）が、支給月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人（本人及びその配偶者・扶養義務者の所得金額）（1 人１車両 1 回）
対象となる経費	操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費
助成額	限度額１０万円
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①身体障害者用自動車改造費助成申請書 （自動車の改造前または改造後６か月以内に申請） ②身体障害者手帳 ③市町村民税額等が確認出来るもの（世帯） ＊市で確認できる方は課税承諾書 ④運転免許証の写し ⑤車検証の写し

	⑥改造を行う業者の見積書（改造箇所と改造経費を明らかにしたもの）
申請の前に	自動車運転免許は、運転免許センターで適性検査（無料）を行い、検査によって付される条件に従って改造することとなります。申請前に下記へお問い合わせください。 ※千葉運転免許センター適性相談室　電話 043－274-2000

7 ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設や商業施設に設置されている障害者等用駐車区画を、障がいのある人等が利用するための、利用証を交付します。（利用証は車のルームミラーに掛ける等して使用します。）※この対象者の他に、要介護者（高齢者福祉課）、妊産婦（こども家庭課）等も対象となっています。<u>但し、音声・言語・そしゃく機能障害は対象外。</u>

<table>
<tr><th></th><th colspan="4">区分</th><th>交付基準</th><th>申請に必要な書類</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td rowspan="13">対象者</td><td rowspan="11">身体障害者</td><td colspan="3">視覚障害</td><td>４級以上</td><td rowspan="11">身体障害者手帳</td><td rowspan="12">無期限

※
対象にならなくなった場合は各自で廃棄</td></tr>
<tr><td colspan="3">聴覚障害</td><td>３級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">平衡機能障害</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳原性運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">内部障害（免疫機能障害を含む）</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">知的障害者</td><td colspan="2">Ａの２以上</td><td>療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害者</td><td colspan="2">１級</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">難病患者</td><td colspan="2">特定疾患医療受給者、指定難病受給者、小児慢性特定疾病医療受給者</td><td>・特定疾患医療受給者証
・特定医療費（指定難病）受給者証
・小児慢性特定疾病医療受給者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">けが人等</td><td colspan="2">医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者</td><td>①医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書等
②身分証明書（保険証、運転免許証等）</td><td>必要と認める期間（原則１年以内）</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td colspan="7">・利用証は、対象となる人が運転または同乗した場合に利用できます。
・制度の対象となる駐車区画に、必ず駐車できることを保証するものではありません。</td></tr>
</table>

申請先	障がい福祉課 ＊郵送希望の場合は千葉県健康福祉部健康福祉指導課へ直接お申し込みください （〒260-8667　千葉市中央区市場町１－１　電話：043-223-3924）

8 駐車禁止規制適用除外標章

障がいのある人の活動の場を広げる一助として、公安委員会により駐車禁止規制が行われている道路に駐車できるよう、規制の対象から除外するものです。詳しくは、下記へお問い合わせください。

【窓口】　印西警察署　電話０４７６－４２－０１１０　（ＦＡＸも同じ）

9 福祉カーの貸与

市内に居住する車いすでの移動が必要な障がいのある人（子ども）が、社会参加等で積極的に外出できるようにスロープ付き車いす仕様車の貸出を無料で行っています。

利用は事前に申出のあった方を優先としますので、電話にて貸し出し状況をご確認ください。（運転手の手配はできません）

対象者	市内に居住する移動に車いすが必要な障がいのある人（子ども） 及びその家族 ※６５歳以上の方は高齢者福祉課へ申し込みください。
貸出期間	２日以内
貸出費用	無料＊ガソリンは満タンにして返還してください。
貸出車両	トヨタシエンタ・運転手ほか３人同乗可能
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①印西市福祉カー貸付申請書 ②身体障害者手帳又は療育手帳の写し ③運転者の運転免許証のコピー
備考	＊初めてご利用する方については、申請時に福祉カーの利用方法について説明を行います。



いんザイ君©２０１１ 印西

≪日中の行き場の支援≫

1 日中一時支援

市内に居住している障がいのある人（子ども）を日中において監護する人がいないため一時的に見守り等の支援を受けることができます。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>障害福祉サービスを利用している人（こども）
その他、上記と同等と印西市福祉事務所長が認めた人</td></tr>
<tr><td>支給量</td><td>１ヶ月に９０時間を限度とします.。
※特別な理由をもって 1 か月あたり 90 時間を超える場合は、日中一時支援利用計画書を利用事業所に提出してもらい、申請書に添付してください</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td>申請関係書類は本庁及び各支所にあります。
①日中一時支援事業利用申請書
②市町村民税額等が確認できるもの（世帯）
※市で課税確認ができる方は課税承諾書</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>１割の負担（10 円未満切捨て）※軽減措置あり
＊参考
<table>
<tr><th>利用時間</th><th>負担額</th><th>利用時間</th><th>負担額</th></tr>
<tr><td>4 時間未満</td><td>270 円</td><td>6 時間以上で追加が 90 分以上 120 分未満</td><td>750 円</td></tr>
<tr><td>4 時間～6時間未満</td><td>410 円</td><td>6 時間以上で追加が 120 分以上 150 分未満</td><td>820 円</td></tr>
<tr><td>6 時間以上</td><td>540 円</td><td>6 時間以上で追加が 150 分以上 180 分未満</td><td>890 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">6時間以上であって引き続き 17 時～20 時の間、利用した場合</td><td>6 時間以上で追加が 180 分</td><td>960 円</td></tr>
<tr><td>6 時間以上で追加が 30 分以上 60 分未満</td><td>610 円</td><td colspan="2" rowspan="2">その他送迎、食事提供加算があります</td></tr>
<tr><td>6 時間以上で追加が 60 分以上 90 分未満</td><td>680 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

2 地域活動支援センター

障がいのある人に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を図る場です。

1） 地域活動支援センター（Ⅰ型）

電話・来所による相談及び各種プログラムがあり交流活動を行います。

名　称	住所／電話番号/FAX	内容	備　　考
医療法人聖母会 成田地域生活支援センター	成田市本三里塚 226-13 電話 0476-35-7771 FAX0476-40-4182	電話・来所による相談及び、各種プログラム	精神疾患のある人中心ですが他の障害をお持ちの方も利用可能。 ※障害者手帳の有無は問いません

※地域活動支援センター（Ⅰ型）は、近隣市町村合同で委託契約をしています。
直接相談事業者にお問い合わせのうえご利用下さい。

2） 地域活動支援センター（Ⅱ型）

名　称	住所／電話番号/FAX	内　容	備　　考
印西市立 福祉作業所コスモス	印西市笠神 2587 （旧本埜保健センター） 0476-42-0470	農作業・ 手工芸等	市内居住の満１５歳以上で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた人で、通所可能な人 （送迎サービス有）

【利用者負担】
なし（ただし実費負担あり）

【申請に必要なもの】
①印西市立福祉作業所入所許可申請書
②住民票の謄本
③医師が発行した健康診断書
④身体障害者手帳または療育手帳の写し
⑤印かん（認印）

【受付窓口】
印西市立福祉作業所コスモス

3)地域活動支援センター(Ⅲ型)

	名　称	住所／電話番号 FAX	内　容	備　　考
1	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（らいおん千葉）	千葉市中央区長洲 1-33-14 電話・FAX 043-224-7432	手話学習会の開催	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がいのある人
2	ＮＰＯ法人 トライアングル西千葉	千葉市稲毛区小仲台2-6-1 京成稲毛ビル 205 電話 043-206-7101 FAX043-207-7153	パソコン訓練・就労支援・ビジネスマナー等指導・生活相談など	

【利用者負担】

なし（ただし実費負担あり）

【申請に必要なもの】

印西市地域活動支援センター利用申請書（障がい福祉課に備付）

3 精神障害者デイケアクラブ(心のいずみ)

住み慣れた地域で、より充実した日常生活を支援するために、社会参加の促進の一つとして、気軽なひとときを過ごす場です。

心に悩みを抱えている人、精神に障がいのある人やその家族等が自由に参加できます。

【開催内容】

会　場	そうふけ公民館、中央公民館、船穂コミュニティーセンター	
日　程	主に第２金曜日	主に第４金曜日
時　間	10:00～13:00	10:00～12:00
内　容	簡単な調理（実費有）	ウォーキング、室内活動

※都合により、予定が変更になることがあります。下記連絡先にてご確認下さい。

※初めて参加する方は事前に登録が必要です。いんば障害者相談センター（TEL:0476-99-2501）までご連絡ください。しばらく参加していない人も、前日までにご連絡ください。

4 クリオネクラブ（障害児放課後対策事業所）

クリオネクラブは、障がいのある子どもが住み慣れた地域の中で、放課後または夏休みなどに友だちや指導員と楽しく過ごす場であり、障がいのある子どもの保護者の負担軽減を図るための事業です。

対象者	市内在住者で小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に通学している子ども等 ①身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている子ども ②学習障害、自閉症、発達性言語障害、多動性障害などの軽度発達障害等の子ども	
開所日等	平日（月～金曜日）	授業の終了後から午後６時３０分まで
	土曜日、長期休暇等（夏休み等）	午前８時３０分から午後６時まで
利用定員	２５人（１日当たりの利用定員）	
利用料金	月額　５千５百円。　ただし、８月のみ１万円。（別途おやつ代有） （利用料金は、指定管理者へ月額前納していただきます。）	
利用料金の減免	生活保護法の規定による被保護者　：全額（社会福祉課で証明書を発行） 準要保護児童生徒の保護者　　：半額（教育委員会学務課で証明書を発行）	
利用場所	そうふけふれあいの里（印西市草深９２４番地）	
申請に必要なもの	クリオネクラブにあります ①利用申請書 ②健康保険証の写し ③証明書（利用料金減免の対象となる世帯のみ） ④印かん（認印） ⑤身体障害者手帳または療育手帳	
申請場所	クリオネクラブ 電話　0476-47-6070　FAX　0476-47-1990（留守番電話有）	

5 ふれあいサポートセンターいんざい

障がいのある方が自立するための生活能力の維持・向上を図り、プログラムや活動を通じて、自立に向けてのサポートをします。

対象者	市内に居住する障がいのある人（希望に応じて送迎対応有）
開所時間	平日　午前９時～午後５時（休館日　土・日・祝・年末年始）
アクセス	印西市木下 804 番地１（JR 木下駅より徒歩 15 分　）
	・ふれあいバス　東・中・西ルート　木下小学校下車　徒歩３分
お問い合わせ	ふれあいサポートセンターいんざい
	電話　0476-42-1118　メール　furesapo@sage.ocn.ne.jp
	印西市役所　障がい福祉課　　（電話　0476-33-4639）

≪その他の支援≫

1 訪問入浴サービス

市内居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な６５歳未満の心身障がいのある人（子ども）に移動入浴車を派遣します。

対象者	心身障がいのある人（子ども） ※介護保険の対象となる場合は、介護保険が優先となります。
派遣回数	週２日以内
利用者負担	１割の負担。（10 円未満切捨て）※軽減措置あり
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁および各支所にあります** ①訪問入浴サービス利用申請書 ②訪問入浴サービス利用診断書 ③訪問入浴サービス利用誓約書 ④障害者手帳の写し ⑤印かん（認印） ⑥市町村民税額等が確認出来るもの（世帯） ＊市で確認できる方は課税承諾書

2 配食サービス

市内に居住し、心身の障がいや、環境的理由から調理が困難な人等に、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供します。

対象者	①高齢者の方のみの世帯（受付窓口は高齢者福祉課になります。） ②障がいのある人のみの世帯もしくは、障がいのある人と高齢者のみで構成される世帯
サービス内容	①月曜日～日曜日の週７日以内で、１人１日につき夕食の１食 ②午後２時～午後６時３０分くらいの間にお届け ※配達の時間の指定はできません。 ※お届けは原則、手渡しとなっています。
利用者負担	１食につき５００円（生活保護世帯の方は１食４００円） ◎利用料は、銀行振込などにより配食業者に直接お支払いください。
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ① 印西市高齢者等配食サービス申請書 ② 週間サービス利用状況調査票（利用の前に食生活の状況等について聞き取りを行います。） ③ 障害者手帳の写し

3 心身障害者一時介護料助成(レスパイト)

在宅で手帳を持っている人（子ども）の介護者が疾病その他の理由により、一時的に心身障がいのある人（子ども）を施設または福祉団体等において有料で介護してもらった場合、介護料の一部を助成します。（障害者総合支援法による短期入所、日中一時支援等に該当の場合は、助成の対象外です。）

対象者	市内在住の６５歳未満の心身障がいのある人
対象期間	１回につき原則７日以内
助成額	①１日あたり（４時間未満）　２，５００円（限度額） ②１日あたり（４時間以上）　５，０００円（限度額） ③１泊の場合　５，０００円（限度額） ※心身障がいのある人（子ども）１人につき、年額５万円まで。
申請月	７月（４・５・６月分）、１０月（７・８・９月分）、 １月（１０・１１・１２月分）、４月（１・２・３月分）
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①印西市心身障害者一時介護料助成申請書 ②印西市心身障害者一時介護証明書 ③支払いの金額がわかる領収書 ④振込先のわかるもの ⑤印かん（認印）

【主な利用可能事業者】

事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ
地域生活支援センター一歩	印西市岩戸１７２１	0476-99-3033	0476-99-3033
地域生活支援センターさくら	白井市根 59-53	047-492-7822	047-492-7823
プラネット（休止）	印西市木下 1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087

※都合により、上記事業者の利用ができない場合があります。

【福祉サービス受給者証によって利用できる障害福祉サービス】

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われます。

サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、他「障がい児を対象とするサービス」などがあります。

≪サービスを利用するには≫

市に申請し、サービス受給者証の交付を受けたのち、サービスを利用します。

対象者

- 身体に障がいのある人
- 知的の障がいのある人
- 精神に障がいのある人（発達に障がいのある人を含む）
- 難病等の人（治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人）

利用までの流れ

1. 相　談

サービス利用を希望する障がいのある人、または障がいのある児童（18 歳未満）の保護者は障がい福祉課または市内相談支援事業者に相談してください。相談支援事業者は、サービス申請前の相談や手続きの支援などを行います。

2. サービスの申請

障がい福祉課または各支所市民サービス課でサービスの支給申請を行います。

【申請に必要なもの】：**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。**

①支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
②世帯状況・収入申告書（者）
③手帳、自立支援医療受給者証、もしくは医師からの情報提供書・意見書・診断書（児）
④計画相談支援給付費支給申請書・計画相談支援依頼届出書
⑤計画（案）
⑥市町村民税額（所得割）等が確認できるもの（世帯）
※番号制度で確認できない方のみ
⑦個人番号（マイナンバー）関係書類（★P61 をご覧ください。）

3. 調　査

利用希望者が１８歳以上の場合、後日、市の調査員が全国共通の８０項目について対象の人及びご家族などに調査を行います。１８歳未満の場合は、２０項目の調査を行います。

4. サービス等利用計画の作成

指定相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼し、利用したいサービスについて相談をした上で、作成された計画書案を市に提出します。

5. 障害支援区分の決定

１８歳以上の場合、調査結果を基に介護給付費等審査会で、障害支援区分が決定されます。区分は区分１～区分６があり、非該当となる場合もあります。区分ごとに利用できるサービスが決められています。１８歳未満の場合は、調査に基づき区分が決定されます。

※障害支援区分認定が必要ないサービス
自立訓練・就労(移行・継続・定着)支援・共同生活援助(グループホーム)の一部

6. サービスの支給決定

決定された区分に基づき、申請のあったサービスの支給決定が行われます。また、この決定内容を記載した「福祉サービス受給者証」が交付されます。

7. サービス利用の申し込み

交付された「福祉サービス受給者証」を事業所に提示し、サービスの申し込みを行います。

8. 契約

申し込んだ事業所と契約を結びます。サービスの提供内容など、事業所から詳しく説明を受けてください。

9. サービスの利用開始

契約に基づき、サービスを利用します。

10. 利用したサービスの自己負担分を支払

毎月、事業所に直接支払います。所得に応じて上限額があります。（次頁を参照）

※福祉サービス受給者証には、各サービスの決定期限が記載されています。引き続き利用する場合は期限前に更新が必要です。期限が近付いたら、早めに窓口へ申請してください。

利用者負担

（1）利用者負担

原則、1 割の負担となります。また所得に応じて月額負担上限額が決められています。

※18 歳未満の方は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の所得で負担額を決定します。
※18 歳以上の方は、本人および配偶者の所得で、負担額を決定します。

（2）負担軽減措置

①高額障害福祉サービス費（別途申請が必要となります）

- 同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が月額負担上限を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されます。
- 長期間介護保険相当障がい福祉サービスを利用してきた人が、６５歳に達し介護保険者となった場合、障害福祉相当介護保険サービスを利用した際の利用者負担が重くならないように配慮されます。

※対象要件に関しましては、障がい福祉課にお問い合わせください。

②入所施設を利用している人への補足給付

- 20 歳以上の施設入所者の場合

 生活保護や低所得１又は２に該当する人は、食費や光熱水費等の実費負担の減免があります。

- 20 歳未満の施設入所者の場合

 20 歳未満の施設入所者については、保護者の方の所得階層に応じて、食費、光熱水費の一定額を市が支払い、残りの金額を保護者が支払います。

③通所施設等の食費負担の軽減

通所施設、短期入所、児童発達支援の利用者で、生活保護及び低所得の方は、食費のうち人件費相当分を市で負担し、食材料費のみを負担します。

障がい福祉サービス等利用助成

障害者総合支援法に基づいた障がい福祉サービス（介護給付や訓練等給付事業、補装具の給付など）には、それぞれ月額負担上限額が定められています。しかし、ひと月の間に複数の障がい福祉サービスを利用した場合、負担額は高額となってしまいます。

この制度は、月額負担上限額を各サービス共通のものとし、各サービスの利用者負担合計額のうち上限額を超えた部分について申請に基づき助成するものです。

≪お子さんのサービス≫

障害児通所支援

1)児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに、通所により日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行います。

【対象者】　市内に居住する未就学の障がいのある子ども
【支給量】　月２３日まで

2)放課後等デイサービス

学校に通学する障がいのある子どもに、放課後又は夏休み等の休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促します。

【対象者】　市内に居住する就学中の障がいのある子ども
【支給量】　月２３日まで

3)保育所等訪問支援

保育園等を利用する障がいのある子どもに対し、訪問により集団生活への適応のための訓練や施設のスタッフに対する支援を行います。

【対象者】すでに児童発達支援、または放課後等デイサービスを利用しており、市内に居住する保育園等を利用中の障がいのある子ども
【支給量】月２回まで

4)居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【対象者】　市内に居住する満１８歳までの、重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある子ども

≪介護給付（日常生活の介助）≫

1 居宅介護（ホームヘルプ）（児・者）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

【対象者】

区分１以上の人

2 重度訪問介護 （者）

重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

【対象者】

区分４以上の人

※訪問先が医療機関の場合は、日常的に重度訪問介護を利用している最重度（区分６）の障害のある人で、医療機関に入院した人

3 同行援護 （児・者）

視覚障がいのある人に同行し、外出時の手助けをします。（身体介護を含む）

【対象者】

移動に著しい困難がある視覚障がいのある人

（※身体介護をともなう場合は区分２以上の人）

【内容】

①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

4 行動援護 （児・者）

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人が行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

【対象者】

区分３以上で障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が１０点以上の人

5 重度障害者等包括支援 （児・者）

常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象者】

区分６の人

6 短期入所 （児・者）

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【対象者】

区分１以上の人

7 療養介護 （者）

医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【対象者】

区分５以上の人（※病名など条件あり）

8 生活介護 （者）

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【対象者】

区分２以上の人（※年齢などにより区分の条件あり）

9 施設入所支援 （者）

障害者支援施設に入所する障がいのある人が主として夜間において、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。

【対象者】

生活介護を受けている人で区分４以上の人（※50 歳以上の人は区分３以上）

自立訓練又は就労移行支援を受けていて必要かつ効果的と認められる人

≪訓練等給付（就労の支援など）≫

1 自立訓練（者）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等　（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

2 就労移行支援（者）

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等　（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

3 就労選択支援（者）

就労を希望する人に、就労先・働き方についてより良い選択が出来るように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等　（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

4 就労継続支援（者）

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等　（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

5 就労定着支援（者）

一般就労へ移行した障がいのある人等に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言を行います。

【対象者】

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人　（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

6 自立生活援助 （者）

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人等が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等　（※区分不要）

7 共同生活援助(グループホーム）（者）

地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等　（※区分が必要な場合あり）

≪その他、給付以外の就労に関連する事業≫

1 就労支援相談

「ふれあいサポートセンターいんざい」にて、障がいのある人の職業的自立を支援するため、就労に関する相談や必要な情報の提供、就労活動などをお手伝いします。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人など

【利用者負担】

なし（相談無料）

【主な内容】

①障がいのある人で働きたいと思っている人の相談。
②ハローワーク、社会福祉施設、特別支援学校等との連携。
③就労希望者、就労者と企業等との連絡調整（訪問同行など）

【相談日時】

月曜日から金曜日　午前９時～午後５時まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
電話・FAX 相談可　　※不在時あり。事前の予約が必要です。

住所：印西市木下 804-1
TEL：0476-42-1118　　FAX：0476-42-1055
E-mail：f_shurous@inba-g.or.jp

2 障害者グループホーム等入居者家賃助成

グループホーム等に入居している障がいのある人に対し、その家賃の一部を助成する制度です。（ただし、障害福祉サービスの所得区分の判定における市町村民税非課税世帯に限る）

【対象施設】

①グループホーム

②生活ホーム（千葉県の承認を受けた施設）

【助成内容】

〈特定障害者特別給付費が支給されている場合〉

１ヵ月家賃から特定障害者特別給付費を差し引いた金額の半額、または、20,000 円のどちらか少ない方の額。

〈特定障害者特別給付費が支給されていない場合〉

１ヵ月家賃の半額、または、２5,000 円のどちらか少ない方の額。

【支払い月】

7月（４・５・６月分）１０月（７・８・９月分）1月（１０・１１・１２月分）4月（１・２・３月分）

【申請に必要なもの】

① 印西市障害者グループホーム等入居者家賃助成申請書（本庁・各支所に備付）

② 入居している施設の契約書の写し

③ 入居している施設の重要事項説明書の写し（家賃のわかるもの）

個人番号（マイナンバー）関係書類（★Ｐ61 をご覧ください。）

3 精神障害者社会適応訓練事業

就職が困難な方を対象として精神障がいのある人の社会復帰・社会参加に熱意のある事業所で、一定の期間、実際の仕事（訓練）を行うことで、働くことへの準備をするために必要な訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する精神障がいのある人で、以下について該当されている人　（※区分不要）

①一般就労は難しいが、ある程度の作業能力と意欲のある人

②精神科医療機関に通院中で比較的病状が安定している人

③訓練を受けることに対して、主治医が了解している人

【訓練の期間】

原則として６か月以内。（ただし、審査により最長２年までの延期可能）

【問い合わせ及び申し込み】

印旛健康福祉センター　　佐倉市鏑木仲田町８－1

電話　043-483-1133　　FAX　043-486-2777

【その他の各種支援】

1　各種相談窓口

主な相談窓口	連絡先
障がい者福祉に関する総合相談窓口 障がいのある人やその家族などが抱える悩みや困りごとについて相談を行います。	**いんば障害者相談センター** 電　話　0476-99-2501 ＦＡＸ　0476-33-6024 ﾒｰﾙ　soudan@inba-g.or.jp 印西市岩戸 1343-1 平日９時～17 時 ※休日・夜間は転送対応（緊急時）
精神的な悩みなどに関する相談窓口 精神に障がいのある人やその家族などが抱える悩みや困りごとについて相談を行います	**成田地域生活支援センター** 電　話　0476-35-7771 ＦＡＸ　0476-40-4182 成田市本三里塚 226-13 【月・水・木・金】 ９時～12 時　13 時～17 時 【日・祝】 ９時～12 時　13 時～16時
精神的な悩みなどに関する相談窓口 【精神科医師への相談・事前予約制】 こんな症状があるが受診した方がいいのか、家族の症状が分からない等精神的な悩みを抱えている方、またはそのご家族に対して相談を行います。 ※秘密厳守、記録員１名同席	**印西市役所　障がい福祉課　支援係** 電　話　0476-33-4136(直通) ＦＡＸ　0476-42-0381 実施日　奇数月第２木曜日（午後） 場　所　印西市役所　相談室 申込開始日　各広報いんざい掲載後 （１人 30 分、各３枠） ※年度１回参加可
障がい者虐待に関する通報・相談窓口 被害の拡大を食い止めるために、「もしかして？」という段階での通報が大切です。	**印西市障害者虐待防止センター** 電　話　0476-37-6776 ＦＡＸ　0476-85-7722 ﾒｰﾙ　soudan@inba-g.or.jp ２４時間対応
障がいのある方の差別に関する相談窓口 【障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例】 障がいを理由とする不利益な取り扱いや合理的配慮に基づく措置を行わないなどの差別で困った時はご相談ください。	**印旛健康福祉センター（広域専門指導員）** 電　話　043-486-5991 ＦＡＸ　043-486-2777 佐倉市鏑木仲田町 8-1 平日９時～１７時 （窓口は R8.10.1～16 時まで）
◎障がい者福祉全般の問い合わせ及び相談窓口	**印西市役所　障がい福祉課** 電　話　0476-42-5111(代表) 電　話　0476-33-4136(直通) ＦＡＸ　0476-42-0381 印西市大森 2364-2 平日９時～16 時 30 分

2 聴覚、音声言語障がいのある人等への支援

聴覚、音声言語に障がいのある人への日常生活や社会参加のために、次のような支援があります。

1） 手話通訳者･要約筆記者の派遣

【対象者】

聴覚障がいのある人等

【利用者負担】

なし

【派遣日等】

随時。市登録または県登録の手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣時間は、１日８時間以内。宿泊は、不可。（都合により派遣できない場合もあります。）

【申請に必要なもの】：申請関係書類は本庁及び各支所にあります。

手話通訳者等派遣申請書

※窓口・ＦＡＸ（0476-42-0381）・郵送・メール（syoufukuka@city.inzai.chiba.jp）等で３日前（休日除く）までに申請してください。

◎市役所閉庁時の申請について

社会福祉法人　千葉県聴覚障害者協会にFAXで申請してください（FAX　043-308-6400　午前９時～午後５時半）。

＊その際、同時に印西市障がい福祉課にもFAX（0476-42-0381）等で申請書を送信してください。

2） 手話通訳者設置

聴覚障がいのある人の庁内での手続きを、手話・筆談等でお手伝いします。

設　置　日：月、火、水、金曜日（午前９時～午後４時まで）

設 置 場 所：障がい福祉課

※都合により、不在の場合もあります。

※印旛支所・本埜支所での支援を希望される場合は、事前にご相談ください。

3） 携帯型ヒアリングループシステムの貸出

ヒアリングループシステムとは、難聴の方の聞こえを支援する機器です。音声を磁気に変え、補聴器またはイヤホン型受信機（貸出）に直接伝えます。（ただし、すべての難聴の方の聞こえがよくなるとは限りません）

貸出の対象は、市内在住者または在勤者を中心として活動を行う団体です。

利用を希望される場合は、障がい福祉課へお問い合わせください。

4） ヒアリングループシステムのある公共施設

市内公共施設で、ヒアリングループシステム設備のある部屋は次のとおりです。

施設名	部屋名	住所	電話番号	FAX 番号
ｺｽﾓｽﾊﾟﾚｯﾄ ﾊﾟﾚｯﾄⅠ	マルチルーム	中央南 1-2	46-5111	46-5113
ｺｽﾓｽﾊﾟﾚｯﾄ ﾊﾟﾚｯﾄⅡ	芸術ホール			
中央駅北ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（ﾌﾚﾝﾄﾞﾘｰﾌﾟﾗｻﾞ）	多目的室 集会室１	木刈 4-3-1	46-8611	46-8660
中央駅南ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（ｻｻﾞﾝﾌﾟﾗｻﾞ）	多目的室 集会室２	原山 3-3	45-0611	45-0613

＊問合せ・利用を希望する場合は、各施設へ連絡してください。

5） 緊急通報システムについて

音声による１１９番通報が困難な聴覚や音声言語に障がいのある人が、音声以外で救急車や消防車を要請できるシステムです。

「Net（ネット）１１９緊急通報システム」･･･スマートフォンなどで１１９通報できるシステム

「メール１１９通報システム」･･･携帯やパソコンからのメールで１１９通報できるシステム

【お問い合わせ】

印西地区消防組合消防本部指揮指令課

電話　46-9981、FAX　46-9986、メール　shirei-inzaichiku@nifty.com

ホームページ　http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/

6） 電話リレーサービス

利用登録後に利用することができます（利用料金がかかります）

①手話で、文字で、電話を通訳

聴覚や発語に困難のある人と連絡先との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。緊急通報にも対応しています。

②相手の声が読める電話「ヨメテル」

最新の AI（自動音声認識）、または文字入力オペレータが通話相手の声をリアルタイムで文字にします。通話内容を視覚で確認でき、聞こえにくさによるコミュニケーションのずれを減らします。文字サイズの調整機能により、幅広い年齢層の方々に利用しやすくなっています。

【お問い合わせ】　千葉県出前窓口　千葉県聴覚障害者協会

電話　043-308-6373　FAX　043-241-9769

メール　trs-kakudai@chibadeaf.or.jp

3 視覚障がいのある人への支援

1)声の広報

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人等のために、「広報いんざい」「障がい福祉のしおり」「議会だより」を音訳し配布しています。その他、本庁障がい福祉課、印旛支所、本埜支所、大森図書館、小倉台図書館にて貸し出しも行っています。

【対象者】

視覚障がいのある人等

【利用者負担】

なし

【窓口】

障がい福祉課、印旛支所、本埜支所または、社会福祉協議会にお申し込みください。

※申請書等はありませんので、電話・FAX 等でも可。

2)点字図書の給付

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人等のために、点字図書翻訳費を助成します。ただし、申請以前に購入したものについては、対象になりません。

【対象者】

市内在住の視覚障がいのある人で点字により情報入手している人

【利用者負担】

点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額

【給付の限度】

１人につき１年度６タイトルまたは２４巻（一括購入が必要なものを除く）

4 盲ろうの人への支援・相談窓口

視覚と聴覚の両方に障がいのある人（盲ろう者）への日常生活や社会参加のために、コミュニケーション訓練や、その他の生活訓練、趣味の活動支援、通訳・介助者の派遣事業などの支援があります。まずは下記にご相談ください。（訪問相談も可）

【相談窓口】

千葉県盲ろう者支援センター

千葉市中央区千葉港 4-5　千葉県社会福祉センター４階

電話・ＦＡＸ　043-310-3008　メールアドレス　chibadb@chibadb.com

開所時間　平日９時～１７時

【対象者】

視覚と聴覚の両方に障がいのある人及びご家族、支援者、関係機関など

【利用者負担】

なし

5 成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、契約を障がいのある人本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人）に与え、障がいのある人本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

この利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、経済的な理由によって利用できない障がいのある人に対して、その費用を助成する制度です。

【助成対象】

①成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）

《対象》

判断能力が不十分で身寄りのいない知的障がいのある人や精神障がいのある人

②後見人等報酬額の全部又は一部

《対象》

被後見人等が生活保護受給者、世帯全員が非課税（後見人等が親族を除く）

※その他、居住要件や経済的要件あり。詳しくはお問い合わせください。

6 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）

印西市社会福祉協議会は、地域に住む人たちが一緒になって地域の福祉向上を図り、よりよい社会をつくるために組織された民間の団体です。

【対象者】

高齢や障がいで日常生活に不安のある人

【提供サービスの種類（内容）】

①福祉サービス利用援助（福祉サービスの手続き援助）

②財産管理・保全サービス（公共料金の支払い代行、通帳・権利書等の保管サービス）

③弁護士等紹介サービス（弁護士や社会福祉士等の紹介サービス）

※その他にも、地域住民による会員制の在宅福祉サービスや日常のちょっとした困りごとにボランティアが対応するサービス、福祉車両貸出事業などを行っています。

【お問い合わせ】

印西市社会福祉協議会　（印西市竹袋６１４－９）

℡0476-42-0294　Fax0476-42-0338

ホームページ http://www.inzaishakyo.jp/

7 印西市救急医療情報キット配布事業

安全と安心の確保を図ることを目的に、障がいのある人に対し、かかりつけ医療機関や持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを無料で配布します。

※災害時に救急医療情報キットを避難所等に持参することで、持病やその他緊急時に必要な情報を伝えることができます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【利用者負担】

なし

【申請窓口】

障がい福祉課、印旛支所、本埜支所

8 ヘルプマーク・カード配布

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためにヘルプマーク・カードをお渡ししています。

【対象者】

義足や人工関節を使用している人、心臓やじん臓などの内部障がいの人、妊娠初期の人、認知症の人、難病を患っている人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、高次脳機能障がいがある人、視覚に障がいがある人、聴覚に障がいのある人など。

【このマーク・カードを見かけたときは】

●電車やバスの中で席をお譲りください

●駅や商業施設で困っている人がいたら声をかけるなどの配慮をお願いします。

●災害時は安全に非難するための支援をお願いします。

【配布場所】

障がい福祉課、印旛支所、本埜支所、中央駅前出張所



いんザイ君©２０１１ 印西市

【その他の情報】

≪障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくり≫

1 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

私たちは、怪我や病気で体が不自由になると、日頃、気にも留めなかったちょっとした段差が大きなバリアと感じられることがあります。また、誰もが加齢により体の機能が低下していくことを考えれば、障がいのある人にとって暮らしやすい社会づくりは、すべての人々の課題でもあります。

この条例は、①障がいのある人に障がいを理由として他の人と異なる不利益な取り扱いをしないこと、②障がいのある人の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消することを県民の共通の目標として千葉県で制定されたものです。

2 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成２８年４月１日より施行された法律で、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、障がいのある人への不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供を禁止しています。

不当な差別的取り扱いとは、正当な理由がないのに、障がいを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることです。

合理的配慮の不提供とは、障がいのある人から配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎないにも関わらず、必要で合理的な取り組みを行わないことです。

3 障害者差別に関する相談窓口

◎広域専門指導員（印旛健康福祉センター内）

障がいを事由とした差別など、問題が生じた場合、公正な立場で、相談相手と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する、専門の相談窓口です。利用者負担はありません。

電　話　043-486-5991　　ＦＡＸ　043-486-2777

【受付日時】月から金　　９時～17 時まで（祝日、振替休日、年末年始を除く）

（R8.10.1～　窓口受付は９時～１６時）

◎印西市障がい福祉課支援係

電　話　代表：0476-42-5111　内線（266）

直通：0476-33-4136　　ＦＡＸ　0476-42-0381

【受付日時】

月から金　　９時～１６時３０分まで（祝日、振替休日、年末年始を除く）

◎千葉県障害者福祉推進課<条例相談窓口>

電　話　043-223-1020　ＦＡＸ　043-221-3977

メール　sjourei@mb.pref.chiba.lg.jp

4 地域の障がい者相談員

手帳を取得された方などが、何かお困りの時に相談できるのが地域の障がい者相談員です。

相談員氏名	連絡先	相談区分など
原（はら）　由里（ゆり）	FAX：0476-97-5235	身体障害者相談員：聴覚
村松（むらまつ）　広輝（ひろき）	TEL：080-5433-5689	身体障害者相談員：肢体
畠山（はたけやま）　美優紀（みゆき）	TEL：0476-46-4773	知的障害者相談員
浅井（あさい）　晶子（しょうこ）	TEL：0476-42-7177	知的障害者相談員
畑中（はたなか）　茂（しげる）	TEL：090-6012-4484	地域相談員：千葉県より委嘱 （福祉サービス、医療及び情報の提供などの分野）

【お問い合わせ】　障がい福祉課

≪千葉県医療的ケア児等支援センター（ぽらりす）≫

千葉県が千葉リハビリステーションセンターに開設している医療的ケア児等・その家族・支援者からの相談を電話・メール・面談にて受け付けます。

電　話　043-291-1831（内線 277）＊医療的ケア児等支援センターぽらりす宛
メール　polaris@chiba-reha.jp
午前９時～午後５時（土・日・祝・年末年始除く）
担　当　山野木・土屋・大矢

≪市内の障害者団体≫

障がいのある人の福祉向上のため、また、まちづくり発展のため日々活動している団体です。なお、これらの団体では、随時、会員募集を行っています。詳しくは、各団体までお問い合わせください。

印西市障害者団体連絡協議会（加盟団体）

団体名	内容	代表者名	連絡先
印西市 手をつなぐ親の会	知的障がいのある人（子ども）を持つ親で構成されている団体	太田	090-2763-2129
睦実会	障がいのある子どもをもつ親として、学習したり、励まし合って成長していく団体	浅井	TEL　42-7177
印西市 聴覚障害者協会	聴覚障がいのある人の親睦と交流を図り、明るく住みやすい生活を目指す団体	原	FAX　37-4877 （事務局）田邉
印西市精神障害者 家族の会（わの会）	心の病や障がいを抱えていたり、生きにくさを抱えて家にいる人の家族会	畑中	090-1799-1420
印西ハーモニーの会	重症心身障がい児および医療的ケアのある重症心身障がい児を持つ親で構成された団体	堀江 村田	090-8507-1005 090-4916-0016

※代表者は変更することがあります。

【難病等の方々の障がい福祉サービス等】

身体障害者手帳を取得していない難病等の方も、障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業等を利用することができます。

●障害者総合支援法の対象となる疾病一覧（次ページからの「対象疾病一覧」をご参照ください。）、疾病の概要、診断基準、診断書（臨床調査個人票）は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html
難病対策　検　索

●指定難病に関する情報については、「難病情報センター」のホームページをご覧ください。　http://www.nanbyou.or.jp/　難病情報センター　検　索

●指定難病の申請に関することについては、千葉県難病助成事務センターへお問い合わせください。

【お問い合わせ】千葉県難病助成事務センター（電　話　043-307-1765）
〒260-8690　千葉中央郵便局　私書箱第７号

【特定疾患見舞金】

特定疾患で療養中の人、または保護者に見舞金を支給します。

対象者	千葉県が発行している以下のいずれかの受給者証をお持ちで、治療を受けている人 ①特定医療費（指定難病）受給者証 ②特定疾患医療受給者証 ③小児慢性特定疾病医療受給者証 ④先天性血液凝固因子障害等受給者証 ※受給者証は有効期限内のもの
申請に必要なもの	**申請関係書類は本庁及び各支所にあります。** ①特定疾患見舞金支給申請書 ②受給者証の写し ③振込口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
支給額	月ごとに ①月２日以上の通院・入院がある場合　月額　5,000 円 ②月１５日以上の入院がある場合　月額　10,000 円 ③①と②に該当する月がない場合　年額　10,000 円 （通院と入院の重複支給はありません。）
支給月	前期１１月（４月～９月分）　後期５月（１０月～３月分）
※①と②を受給するためには、支給月前に送付する「療養状況届」に、医療機関の証明を受け、提出していただく必要があります。（証明手数料は自己負担となります。） ①に該当しても、前期と後期を合わせた支給金額が 10,000 円に満たない場合は、合計で 10,000 円になるように、後期に上乗せ支給します。	

令和8年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（348疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	43	黄斑ジストロフィー	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
2	アイザックス症候群	44	大田原症候群	86	クルーゾン症候群
3	IgA腎症	45	オクシピタル・ホーン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
4	IgG4関連疾患	46	オスラー病	88	グルタル酸血症1型
5	亜急性硬化性全脳炎	47	カーニー複合	89	グルタル酸血症2型
6	悪性関節リウマチ	48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	90	クロウ・深瀬症候群
7	アジソン病	49	潰瘍性大腸炎	91	クローン病
8	アッシャー症候群	50	下垂体性ADH分泌異常症	92	クロンカイト・カナダ症候群
9	アトピー性脊髄炎	51	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
10	アペール症候群	52	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	94	結節性硬化症
11	アラジール症候群	53	下垂体性TSH分泌亢進症	95	結節性多発動脈炎
12	α1－アンチトリプシン欠乏症	54	下垂体性PRL分泌亢進症	96	血栓性血小板減少性紫斑病
13	アルポート症候群	55	下垂体前葉機能低下症	97	限局性皮質異形成
14	アレキサンダー病	56	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	98	原発性肝外門脈閉塞症
15	アンジェルマン症候群	57	家族性地中海熱	99	原発性高カイロミクロン血症
16	アントレー・ビクスラー症候群	58	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	100	原発性硬化性胆管炎
17	イソ吉草酸血症	59	家族性良性慢性天疱瘡	101	原発性抗リン脂質抗体症候群
18	一次性ネフローゼ症候群	60	カナバン病	102	原発性側索硬化症
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	61	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	103	原発性胆汁性胆管炎
20	1p36欠失症候群	62	歌舞伎症候群	104	原発性免疫不全症候群
21	遺伝性自己炎症疾患	63	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	105	顕微鏡的多発血管炎
22	遺伝性ジストニア	64	カルニチン回路異常症	106	高IgD症候群
23	遺伝性周期性四肢麻痺	65	肝型糖原病	107	好酸球性消化管疾患
24	遺伝性膵炎	66	間質性膀胱炎（ハンナ型）	108	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
25	遺伝性鉄芽球性貧血	67	環状20番染色体症候群	109	好酸球性副鼻腔炎
26	ウィーバー症候群	68	完全大血管転位症	110	抗糸球体基底膜腎炎
27	ウィリアムズ症候群	69	眼皮膚白皮症	111	後縦靭帯骨化症
28	ウィルソン病	70	偽性副甲状腺機能低下症	112	甲状腺ホルモン不応症
29	ウエスト症候群	71	ギャロウェイ・モワト症候群	113	拘束型心筋症
30	ウェルナー症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	114	高チロシン血症1型
31	ウォルフラム症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	115	高チロシン血症2型
32	ウルリッヒ病	74	強直性脊椎炎	116	高チロシン血症3型
33	HTLV-1関連脊髄症	75	巨細胞性動脈炎	117	後天性赤芽球癆
34	ATR－X症候群	76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	118	広範脊柱管狭窄症
35	エーラス・ダンロス症候群	77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	119	膠様滴状角膜ジストロフィー
36	エプスタイン症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
37	エプスタイン病	79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	121	コケイン症候群
38	エマヌエル症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	122	コステロ症候群
39	MECP2重複症候群	81	筋型糖原病	123	骨形成不全症
40	LMNB1関連大脳白質脳症	82	筋ジストロフィー	124	5p欠失症候群
41	遠位型ミオパチー	83	クッシング病	125	コフィン・シリス症候群
42	黄色靭帯骨化症	84	クリオピリン関連周期熱症候群	126	コフィン・ローリー症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
127	混合性結合組織病	169	スミス・マギニス症候群	211	高安動脈炎
128	鰓耳腎症候群	170	脆弱X症候群	212	多系統萎縮症
129	再生不良性貧血	171	脆弱X症候群関連疾患	213	タナトフォリック骨異形成症
130	再発性多発軟骨炎	172	成人発症スチル病	214	多発血管炎性肉芽腫症
131	左心低形成症候群	173	脊髄空洞症	215	多発性硬化症／視神経脊髄炎
132	サルコイドーシス	174	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	216	多発性嚢胞腎
133	三尖弁閉鎖症	175	脊髄髄膜瘤	217	多脾症候群
134	三頭酵素欠損症	176	脊髄性筋委縮症	218	タンジール病
135	CFC症候群	177	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	219	単心室症
136	シェーグレン症候群	178	前眼部形成異常	220	弾性線維性仮性黄色腫
137	色素性乾皮症	179	全身性アミロイドーシス	221	胆道閉鎖症
138	自己貪食空胞性ミオパチー	180	全身性エリテマトーデス	222	遅発性内リンパ水腫
139	自己免疫性肝炎	181	全身性強皮症	223	チャージ症候群
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	182	先天異常症候群	224	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
141	自己免疫性溶血性貧血	183	先天性横隔膜ヘルニア	225	中毒性表皮壊死症
142	シトステロール血症	184	先天性核上性球麻痺	226	腸管神経節細胞僅少症
143	シトリン欠損症	185	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	227	TRPV4異常症
144	紫斑病性腎炎	186	先天性魚鱗癬	228	TNF受容体関連周期性症候群
145	脂肪萎縮症	187	先天性筋無力症候群	229	低ホスファターゼ症
146	若年性特発性関節炎	188	先天性グリコシル ホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	230	天疱瘡
147	若年発症型両側性感音難聴	189	先天性三尖弁狭窄症	231	特発性拡張型心筋症
148	シャルコー・マリー・トゥース病	190	先天性腎性尿崩症	232	特発性間質性肺炎
149	重症筋無力症	191	先天性赤血球形成異常性貧血	233	特発性基底核石灰化症
150	修正大血管転位症	192	先天性僧帽弁狭窄症	234	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
151	出血性線溶異常症	193	先天性大脳白質形成不全症	235	特発性後天性全身性無汗症
152	ジュベール症候群関連疾患	194	先天性肺静脈狭窄症	236	特発性大腿骨頭壊死症
153	シュワルツ・ヤンペル症候群	195	先天性副腎低形成症	237	特発性多中心性キャッスルマン病
154	神経細胞移動異常症	196	先天性副腎皮質酵素欠損症	238	特発性門脈圧亢進症
155	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	197	先天性ミオパチー	239	ドラベ症候群
156	神経線維腫症	198	先天性無痛無汗症	240	中條・西村症候群
157	神経有棘赤血球症	199	先天性葉酸吸収不全	241	那須・ハコラ病
158	進行性核上性麻痺	200	前頭側頭葉変性症	242	軟骨無形成症
159	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	201	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	243	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
160	進行性骨化性線維異形成症	202	早期ミオクロニー脳症	244	22q11.2欠失症候群
161	進行性多巣性白質脳症	203	総動脈幹遺残症	245	乳児発症STING関連血管炎
162	進行性白質脳症	204	総排泄腔遺残	246	乳幼児肝巨大血管腫
163	進行性ミオクローヌスてんかん	205	総排泄腔外反症	247	尿素サイクル異常症
164	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	206	ソトス症候群	248	ヌーナン症候群
165	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	207	ダイアモンド・ブラックファン貧血	249	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
166	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	208	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	250	ネフロン癆
167	スタージ・ウェーバー症候群	209	大脳皮質基底核変性症	251	脳クレアチン欠乏症候群
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	210	大理石骨病	252	脳腱黄色腫症

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
253	脳内鉄沈着神経変性症	295	プリオン病	337	両大血管右室起始症
254	脳表ヘモジデリン沈着症	296	プロピオン酸血症	338	リンパ管腫症/ゴーハム病
255	膿疱性乾癬(汎発型)	297	閉塞性細気管支炎	339	リンパ脈管筋腫症
256	嚢胞性線維症	298	β-ケトチオラーゼ欠損症	340	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
257	パーキンソン病	299	ベーチェット病	341	ルビンシュタイン・テイビ症候群
258	バージャー病	300	ベスレムミオパチー	342	レーベル遺伝性視神経症
259	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	301	ペリー病	343	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	肺動脈性肺高血圧症	302	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	344	レット症候群
261	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	303	片側巨脳症	345	レノックス・ガストー症候群
262	肺胞低換気症候群	304	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	346	ロウ症候群
263	ハッチンソン・ギルフォード症候群	305	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症	347	ロスムンド・トムソン症候群
264	HTRA1関連脳小血管病	306	発作性夜間ヘモグロビン尿症	348	肋骨異常を伴う先天性側弯症
265	バッド・キアリ症候群	307	ホモシスチン尿症		
266	ハンチントン病	308	ポルフィリン症		
267	PCDH19関連症候群	309	マリネスコ・シェーグレン症候群		
268	PURA関連神経発達異常症	310	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
269	非ケトーシス型高グリシン血症	311	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー		
270	肥厚性皮膚骨膜症	312	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
271	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	313	慢性再発性多発性骨髄炎		
272	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	314	慢性特発性偽性腸閉塞症		
273	肥大型心筋症	315	ミオクロニー欠神てんかん		
274	左肺動脈右肺動脈起始症	316	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
275	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	317	ミトコンドリア病		
276	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	318	無虹彩症		
277	ビッカースタッフ脳幹脳炎	319	無脾症候群		
278	非典型溶血性尿毒症症候群	320	無βリポタンパク血症		
279	非特異性多発性小腸潰瘍症	321	メープルシロップ尿症		
280	皮膚筋炎／多発性筋炎	322	メチルグルタコン酸尿症		
281	表皮水疱症	323	メチルマロン酸血症		
282	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	324	メビウス症候群		
283	VATER症候群	325	免疫性血小板減少症		
284	ファイファー症候群	326	メンケス病		
285	ファローー四徴症	327	網膜色素変性症		
286	ファンコニ貧血	328	もやもや病		
287	封入体筋炎	329	モワット・ウイルソン症候群		
288	フェニルケトン尿症	330	ヤング・シンプソン症候群		
289	複合カルボキシラーゼ欠損症	331	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		
290	副甲状腺機能低下症	332	4p欠失症候群		
291	副腎白質ジストロフィー	333	ライソゾーム病		
292	副腎皮質刺激ホルモン不応症	334	ラスムッセン脳炎		
293	ブラウ症候群	335	ランドウ・クレフナー症候群		
294	プラダーウィリ症候群	336	リジン尿性蛋白不耐症		
	令和8年4月版「難病情報センターご案内」参考				

≪災害時のために≫

1 避難行動要支援者の避難支援

災害が発生した時など、高齢者や障がいのある人など避難に時間を要する人々（以下、要支援者という）の避難誘導を迅速かつ的確に行うための支援や日常の見守り活動など、地域の中で安心して暮らすための支援を受けられる登録制度です。町内会等の地域毎に要支援者の個別計画を作成し、地域で要支援者を災害時等だけではなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行います。

【申請先】：**社会福祉課　厚生係　電　話　0476-33-4513**

■災害発生時における福祉避難所の開設

市の指定の福祉避難所（市のホームページ参照）に加え、障がいのある人への災害時の安心・安全の確保に向け、福祉避難所として下記市内事業所と協定を結んでいます。

【受け入れ可能な事業所】

法　人　名	使用施設名	住　　所	電 話 番 号	FAX
社会福祉法人　印旛福祉会	いんば学舎・松虫	松虫 516	0476-98-2486	0476-98-2497
	いんば学舎・草深	草深 484-3	0476-48-6411	0476-48-6400
	いんば学舎・オソロク倶楽部	草深 485-3	0476-36-7555	0476-46-0069
	いんば学舎・陣屋	草深 923-3	0476-36-5425	0476-36-5426
社会福祉法人　秋桜会	こすもす友	小林 4095-1	0476-97-7270	0476-85-7881
	デイサービス秋桜	小林 1645-1	0476-97-5535	0476-97-5591
社会福祉法人 めぐみの家	工房マナ	大森 2553-8	0476-36-8072	0476-36-8072
	ベイトレヘイム	小林 1608-38	0476-97-3268	0476-97-3268
特定非営利活動法人 さくら第二	さくら3	中根７１７	0476-97-3800	0476-97-5441
	さくら第二	小林 2486-4	0476-33-3741	0476-97-2002
	短期入所　つぼみ			
有限会社　Ｔ・Ｓシステム	児童デイサービス朋友会 憩の里　さくら	中根 1954-8	0476-37-5870	0476-37-5339

2 印西地区消防組合　緊急時要配慮者登録制度

本人の障がいの情報などを事前に消防情報共有システムに登録することで、火災や救急救助等の発生時に、迅速な消防活動等を行うための制度です。

【登録に必要なもの】

①登録申請書

②同意書

③印かん

＊申請関係書類は各消防署にあります。なお、印西地区消防組合のホームページからもダウンロードできます。

【受付窓口】

印西地区消防組合消防本部　指揮指令課

電話　０４７６-４６-９９８１　受付時間　平日８：３０～１７：１５

【郵送での送付先】　〒270-1387　印西市牧の原二丁目３番地

印西地区消防組合消防本部　指揮指令課

ＦＡＸは原則受け付けません。（個人情報が漏れる恐れがあるため）

ただし、耳の不自由な方は、平日　８：３０～１７：１５の間に、

０４７６－４６－９９８６でＦＡＸでのお問い合わせが可能です。

個人番号（マイナンバー）関係書類

★申請書等にマイナンバーを記載する場合、以下の書類が必要になります。

本人が申請する場合

個人番号の記入にあたっては、「マイナンバーの確認」と「本人確認」が必要です。

マイナンバーの確認	本人確認
・「マイナンバーカード」	・「マイナンバーカード」で同時に確認できます。
・「通知カード」 （氏名、住所等が住民票と同じもの） または ・「マイナンバー入りの住民票」	または、顔写真つきの公的書類（１点必要です） ・運転免許証　・パスポート ・身体障害者手帳　・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　など
	または、氏名、住所または生年月日が記載された公的書類（２点必要です） ・健康保険証　・年金手帳　・年金証書 ・児童扶養手当証書　・特別児童扶養手当証書 ・医療受給者証　・福祉サービス受給者証 など

代理人が申請する場合

個人番号の記入にあたっては、「マイナンバーの確認」と「代理人の身元確認」、「代理権の確認」が必要です。

マイナンバーの確認	代理人の身元確認	代理権の確認
・本人の「マイナンバーカード」 または ・本人の「通知カード」（氏名、住所等が住民票と同じもの） または ・本人の「マイナンバー入りの住民票」	代理人の「マイナンバーカード」 または、顔写真つきの公的書類 （以下の１点が必要です） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など または、代理人の氏名、住所または生年月日が記載された公的書類 （以下の２点が必要です） ・健康保険証　・年金手帳 ・年金証書 ・特別児童扶養手当証書 ・医療受給者証　など	●法定代理人の場合 ・戸籍謄本や法定代理人の資格を証明する書類 ●任意代理人の場合 ・委任状（任意様式） ●または、本人の以下のもの ・運転免許証 ・国民健康保険証 ・年金証書 ・障害者手帳 ・受給者証 などの公的書類

郵送の場合は、本人確認（代理人確認）のための書類の写しを同封してください。

【サービス事業所一覧（市内・近隣）】

【福祉タクシー協力会社】

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
船尾タクシー	印西市船尾 805-1	０４７６－４６－０２３９
大成交通	印西市造谷 545-1	０４７６－９９－１１９５
（株）都市交通	印西市瀬戸 1733-10	０４７６－９８－１２５１
☆介護タクシー は～とふる	印西市木刈 2-24-2	０８０－５４００－８３４１
☆ほくそうケアタクシー	印西市牧の木戸 1-14-7	０８０－１１９８－９６５９
☆介護保険タクシーテヲ	印西市木下南 2-2-8	０４７６－３７－６３５６
☆ラビットケアタクシー	印西市西の原 2-3-6-804	０８０－４３７４－３１２７
☆ケアサポートエール	印西市平賀学園台 3-23-4	０９０－１８８７－４５７５
☆あんしん介護タクシー	白井市西白井 4-4-2-101	０８０－３９１２－５７８０
白井タクシー	白井市根 1071-6	０４７－４９１－０９０４
エミタスタクシー北総㈱	白井市根 60-60	０４７－４０１－６８００
☆介護タクシー 菜のはな	白井市大山口 1-17-17	０９０－７２３９－２０４６
☆イケガミ福祉堂	白井市池の上	０８０－４４０３－０２０６
☆ハッピーハート	印旛郡酒々井町上岩橋 141-7	０４３－４９６－８８８６
☆優愛ケアステーション	印旛郡酒々井町中央台 1-23-8	０４３－４９６－８８４４
潤間乗用自動車有限会社	印旛郡酒々井町上本佐倉 212	０４３－４９７－０８１１
☆さかえ介護タクシー	印旛郡栄町安食卜杭新田 902-33	０８０－３５５５－０２９４
☆ふたば介護タクシー	印旛郡栄町酒直台 2-6-12	０４７６－８５－０８３８
☆介護タクシーたかはし	印旛郡栄町酒直台 1-10-1	０８０－６７０２－６１７１
☆介護タクシーハッピーONE	印旛郡栄町安食 2846-5	０９０－３６９４－５０４４
☆友(とも)介護タクシー	印旛郡栄町竜角寺台 4-5-2	０８０－５６４８－５５８９
☆介護タクシー愛光ケアセンター	印旛郡栄町竜角寺台 2-18-12	０７０－７４６４－５５５０
☆さかえケアタクシー	印旛郡栄町安食台 4-13-11	０９０－３５０４－２５４９
京成タクシーイースト（株）	成田市寺台 275-3	０４７６－２３－５５１９
参光タクシー㈱	成田市南平台 1116-5	０４７６－２６－３５１１
☆成田ケアステーション	成田市公津の杜 6-18-3	０４７６－２８－１１１８
多古タクシー㈲	成田市取香 558-3	０４７９－７６－２１７３
☆国際空港交通㈱	成田市馬場 11-5	０４７６－２４－２６６５
☆㈱たいが企画	成田市公津の杜 4-6-7	０４７６－２９－５７８５
☆ハヤシ介護移送サービス	成田市公津の杜 2-41-3	０９０－７００２－０５９０
☆サンベ	成田市公津の杜 2-29-3	０４７６－２７－６４８７
☆ハッピーハートプラス	成田市飯仲 36-21	０４７６－３６－８８８６
松崎交通㈱	成田市東和泉 443-18	０４７６－２２－７９６４
☆介護タクシーむらた	成田市中台 1-2-112	０９０－３２０２－４３５２
☆成田介護タクシーMIRAI	成田市飯田町 133-22　1F	０７０－６６４５－３２４５
☆志津タクシー㈲	佐倉市先崎 1875	０４３－４８７－６７２９
☆介護タクシー 光の風	佐倉市上座 515-64	０８０－５４８５－３８０７
☆やまびこクラブ介護タクシー	佐倉市鏑木町 346	０８０－７８２５－２７９０
☆サムライタクシー	佐倉市上志津原 63-1	０４３－３７６－２８７８

☆ケアタクシー まねきねこ	佐倉市上志津 1076-36	０１２０－９７１－２８９
☆㈱コアラ佐倉	佐倉市中志津 7-1810-10	０４３－３８６－２１８８
☆福祉タクシーＰＩＥ（ピエ）	佐倉市上座 1437-18	０９０－２７４４－１３２９
☆介護タクシーふくろう	佐倉市上座 1433-14	０１２０－４９－２９６０
☆おもてなし介護タクシー Ｔｓｕｋａ	佐倉市中志津 2-13-4	０１２０－１２３－８２５
☆介護タクシー人力車	佐倉市王子台 1-8-6-1Ｆ左	０４３－３１０－７７５０
☆ﾊｯﾋﾟｰﾊｰﾄ佐倉ユーカリが丘店	佐倉市ユーカリが丘 1-10-5	０８０－３３８３－００２６
☆オハナ（株）	佐倉市表町 3-14-26	０９０－６５６０－００８７
☆介護タクシーケアプラス	佐倉市井野 198	０９０－４６３９－００７７
☆水郷エスコート	香取市北 2-14-2	０４７８－５０－２９２９
エミタスタクシーアスカ㈱	八千代市大和田新田 102-3	０４７－４５９－７０６２
勝田台交通㈱	八千代市上高野 1537	０４７－４８４－８２１１
㈲高千穂タクシー	八千代市村上 3316-20	０４７－４８５－９５９５
相内タクシー	八千代市大和田新田 908-1	０９０－７００４－６０９５
☆ケアタクシーささえ	八千代市萱田町 743-49	０８００－３００－８３４０
☆介護タクシーOrange	八千代市上高野	０７０－２３２３－５８８５
今井タクシー	我孫子市下ヶ戸 1825-6	０４－７１８２－１３４１
豊島交通㈱	我孫子市東我孫子 1-1-2	０４－７１８３－５００１
㈱ニュー東豊	我孫子市我孫子 1-24-25	０４－７１８３－３３２２
☆山口介護タクシーサービス	我孫子市南新木 4-17-8-102	０４－７１９９－３１３２
☆アイリスケアリムジン	我孫子市中里 324	０１２０－３０７－０６８
☆ケアタクシー『あびこ』	我孫子市湖北台 8-9-6	０９０－２５３８－１６０３
☆介護タクシーケアプライド	我孫子市湖北台 8-13-2	０４－７１９９－９４８３（平日） ０７０-１４３０-９５９１（休日）
☆うぐいすケアタクシー	我孫子市泉 4-1-406	０８０－３５１２－６４２０
☆Dream Care Support	我孫子市本町 3-8-26	０９０－３６８２－２１３２
☆介護タクシーよつば	我孫子市新木 3100-24	０７０－６６７４－２５８０
☆介護タクシースマイル	我孫子市柴崎台 2-11-20-102	０４７－１９９－７６８７
☆ケアタクシーあまみぃ	我孫子市	０８０－５４７７－８９３４
協進交通㈲	鎌ヶ谷市東初富 1-11-8	０４７－４４６－７３３７
☆㈲やまびこ	鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷 3-23-52	０４７－４９９－１８８１
☆愛和福祉タクシー	鎌ヶ谷市西道野辺 14-46-306	０１２０－８５－８３４９
☆シトラス介護タクシー	鎌ケ谷市東初富 2-6-6-20	０８０－４４００－１５９８
（株）きよみ介護サービス	富里市日吉台 5-21-13	０４７６－８５－７７７９
㈲ニュー千都タクシー	四街道市鹿放ケ丘２３１－５	０１２０－４３４－３２１
☆いずみるケアサービス	四街道市鷹の台 2-25-5-2 号館	０１２０－９１８－７７０
☆介護タクシー和	八街市八街に 45-238	０９０－４１６８－８６９９
千葉タクシー㈱	柏市東 1-3-12	０４－７１６６－９１２３
☆笑みりぃ	柏市緑ヶ丘 23-2	０４－７１６６－６８８８
☆リムジンケアサービス柏	柏市高田 1252-10	０４－７１４４－７９９７
☆ケアタクシーじんじん	柏市松葉町 4-1-16-404	０９０－１６１６－２５８９
☆ぐらさん介護タクシー	柏市松葉町 1-19-1-14-103	０９０－３５４６－４０３０

☆柏の葉ケアタクシー	柏市松葉町	０９０－７４０３－４８５０
㈲丸十タクシー	船橋市藤原 5-8-5	０４７－４３８－３１９１
☆介護タクシー花笑み	船橋市田喜野井 1-41-7	０１２０－９２９－６７１
☆トミー福祉タクシー	船橋市前原西 4-31-2-604	０１２０－１０３－７５６
☆患者等搬送介護タクシー シモムラ	船橋市坪井西 2-7-21	０４７－４６１－０６７６
☆㈱地域福祉研究社 山口福祉タクシー	船橋市三山 6-15-16	０８０－３０２４－８０５４
☆サポートライナー	船橋市東中山 2-10-30	０４７－７１１－２７４１
☆ケアタクシー ゆあさ	船橋市西船 2-26-1-501	０９０－１８４６－０６３０
☆エーセブン福祉タクシー	船橋市西船大穴南 2-20-31	０４７－７６７－８６１０
みさきタクシー	船橋市二和東 6-29-29	０４７－４４８－８０００
☆ふなばし福祉タクシー	船橋市南本町 3-9	０９０－４７０４－４９２０
☆介護タクシーラクだ	船橋市新高根 1-18-26	０８０－３４３８－７５３５
☆福祉タクシーふくろう	船橋市西船 1-16-12	０８００－０８０－２９６０
☆介護タクシーシェリー	船橋市三咲 6-1-8	０８０－９３３１－４２２１
☆介護タクシーエール	船橋市高根台 1-10-7-503	０７０－１２７１－０１１７
☆ボンズタクシー	船橋市西習志野 4-19-2	０８０－５４１２－２４３０
☆介護タクシークローバー	船橋市二和西 4-22-17	０９０－４２００－１３００
八幡交通㈱	市川市本北方 1-26-7	０４７－３３４－２１１４
浦安タクシー㈲	市川市千鳥町７	０４７－７０１－１９００
☆介護タクシー ミント	松戸市日暮 3-16-46	０１２０－９１１－７７６
☆ケアタクシー のぞみ	松戸市秋山 1-9-12 -302 号	０１２０－９９３－８９２
☆エムズケアタクシー	松戸市小金原 5-13-36	０８０－４０８３－７９２６
☆ゆうき介護タクシー	松戸市秋山 1-11-6-102	０８０－９２００－１５１５
☆かず介護タクシー	松戸市常盤平 5-27-3-1302	０４７－３８７－２５２０
☆マリナーゼ介護タクシー	浦安市猫実 2-3-22	０９０－２６２５－０１１９
稲毛構内タクシー	千葉市美浜区高洲 1-19-2	０４３－２７９－１２３４
☆しおかぜ介護タクシー	千葉市花見川区横戸台 45-5	０４３－３３１－６２７５
☆くまさん福祉タクシー	千葉市花見川区西小中台 2-29-106	０７０－７４８２－０９０３
☆ケアタクシーぽかぽか	千葉市花見川区み春野 2-14-4	０８０－４５８８－４５４５
☆福祉のまき	千葉市若葉区小倉町 881-19	０４３－３０８－６２６６
☆福祉タクシー若葉	千葉市若葉区中田町 1193-95	０９０－１８５８－０７０８
☆福祉タクシーこころ音（ね）	千葉市若葉区桜木 5-12-6-102	０９０－８４１３－５５６８
☆ケアタクシー風の音㈲	千葉市稲毛区六方町 25-2	０８０－３３９０－９３３８
☆介護タクシーやすなが（株）	千葉市稲毛区稲毛町 5-608-2	０４３－３０７－４６７１
☆福祉タクシーつばさ	千葉市中央区末広 3-28-4	０４３－２６５－６２６４
☆介護タクシーふくちゃん	千葉市中央区川戸町 328-39	０８０－６７０６－０５５６
千葉搬送サービス　フリークス	千葉市若葉区谷当町 1026-35	０４３－２３９－０８８７
元Ｑ介護タクシー	市原市瀬又 378-3	０７０－７６５９－０５７６
☆アイラス	東京都荒川区西日暮里 5-23-3	０１２０－８４０－０８２

＊ご住所によっては迎車を依頼できない場合がありますので、事前に各タクシー会社にご確認ください

☆印のタクシー会社には、車いすで乗車できるタクシーがあります。

【移動支援】

	事業所名	住所	電話	ＦＡＸ
1	（福）印西市社会福祉協議会	印西市木下南 2-10-6	0476-42-0294	0476-42-0338
2	地域生活支援センター　一歩	印西市岩戸 1721	0476-99-3033	0476-85-7722
3	（福）めぐみの家　エステル	印西市小林 1608-38	0476-97-4421	
4	西印旛農業協同組合	印西市大森 3546-9	0476-42-1311	0476-42-1313
5	合同会社こころケア ふれあいサポート大吉	印西市木下 1521-27 たるば荘 201	0476-85-6404	0476-85-6405
6	ステップ	印西市木下東 4-6-16	0476-42-2767	―
7	ここばんぶー	印西市草深 144-2	080-6652-2982	0476-85-4784
8	㈱コネクト　ドット 365 千葉ニュータウン（訪問介護）	印西市草深 67-7 佐藤第一ビル 201	0476-85-8237	0476-85-8238
9	合同会社あみ 訪問介護こころ	印西市草深 2221-5	0476-31-6006	
10	生活サポートさくら	白井市根 200-37	047-492-7822	047-492-7823
11	にこにこケアステーション	白井市根 1726-4	047-404-9299	―
12	ふたば福祉事業会	印旛郡栄町酒直台 2-6-12	0476-85-0838	0476-29-4525
13	地域生活支援　にじ	印旛郡酒々井町本佐倉 430	043-420-8212	043-420-8213
14	（福）えのき会　居宅介護・重度訪問介護事業所きらり	佐倉市上志津 1340-3	043-488-3677	043-488-0554
15	ケア・コンシェルジュ人力舎	佐倉市王子台 1-8-6-1 左	043-310-7750	043-310-7922
16	生活クラブ風の村 介護ステーションさくら	佐倉市山崎 529-1	043-484-3901	043-485-5950
17	（福）移動支援事業所　楓	我孫子市都部新田 37-2	04-7187-1944	―
18	ママメイト本社	我孫子市柴崎台 2-9-4	04-7182-0950	―
19	ハートフレンド誉田	千葉市緑区誉田町 2-21-50	043-293-3085	043-300-3080
20	Hana ヘルパーステーションおゆみ野	千葉市緑区おゆみ野 1-21-6	043-293-8270	043-293-8271
21	（福）りべるたす	千葉市中央区川戸町 468-1	043-497-2373	043-497-2127
22	Ｔｒｅｅｓ株式会社Ｌｅａｆ	船橋市松が丘 1-19-9	047-401-4206	047-401-4299
23	サポートセンターはなみずき	柏市宿連寺 448-27	04-7192-6511	―
24	東西社房株式会社	松戸市本町 6-8 ライムハイツ 801	047-364-6899	―

【日中一時支援事業】　★重度心身障がい児・者のみ　☆重度心身障がい児のみ

	事業所名	住　所	電話	ＦＡＸ
1	いんば学舎・松虫	印西市松虫 516	0476-98-2486	0476-98-2497
2	いんば学舎・草深	印西市草深 484-3	0476-48-6411	0476-48-6400
3	いんば学舎・オソロク倶楽部	印西市草深 485-3	0476-36-7555	0476-46-0069
4	いんば学舎・陣屋	印西市草深 923-3	0476-36-5425	0476-36-5426
5	いんば学舎・岩戸	印西市岩戸 1721	0476-99-3033	0476-85-7722
7	★いんば学舎・しらべ	印西市草深 488-15	0476-37-4433	0476-37-5533
8	すずらんクラブ	印西市草深 571-3	0476-29-5284	0476-29-5285
9	日中一時支援 のあのあ	印西市草深 2508-1	0476-77-8273	
10	日中一時支援ここばんぶー	印西市草深 144-2	080-6652-2982	0476-85-4784
11	児童デイサービス 朋友会憩の里さくら	印西市中根 1954-8	0476-37-5870	0476-37-5339
12	多機能型事業所りんごの木	印西市小林 1154-7	090-2912-9234	―
13	プラネット（休止）	印西市木下 1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087
14	デイサービス秋桜	印西市小林 1645-1	0476-97-5535	0476-97-5591
15	レモン	印西市小林 1875-9	080-3549-3814	0476-76-9396
16	さくら第二	印西市小林 2486-4	0476-33-3741	0476-97-2002
17	日中一時支援事業所ステップ	印西市木下東 4-6-16	0476-42-2767	0476-42-7600
18	ほしぞらキッズ Kira	印西市大森 801-2	0476-94-7405	0476-94-7406
18	日中一時支援事業所 工房マナ	印西市大森 2553-8	0476-36-8072	
19	HanaHana	印西市内野 1-6-9	0476-37-8726	0476-37-8726
20	通所支援ベルテール 印西牧の原園	印西市原 1-2 BIGHOP 駅前ﾋﾞﾚｯｼﾞ棟	0476-46-0872	0476-46-0873
21	みらいキャリア&ワークス 印西牧の原	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	0476-33-7500	0476-33-7530
22	☆みらいメディキッズ	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	0476-33-7519	0476-33-7589
23	手塩宿	白井市根 200-37	047-492-7822	047-492-7823
24	笑みキッズ	白井市根 1094-3 岩佐ビル１階 101	047-404-8542	047-404-8544
25	デイサービスセンター アコモード	我孫子市布佐 1559-2	04-7189-5201	04-7189-5203
26	日中一時支援事業所キャビン	印旛郡栄町龍角寺 33	0476-85-1203	0476-29-5428
27	ワーク・かなえ	印旛郡酒々井町本佐倉 352-7	043-496-4186	043-496-4183
28	地域生活支援　にじ	印旛郡酒々井町本佐倉 430	043-420-8212	043-420-8213
29	美能	印旛郡酒々井町酒々井 1588-1	043-312-3107	043-312-3108
30	ていくわん	印旛郡酒々井町東酒々井 1-1-372	043-481-8808	043-481-8809
31	佐倉福葉苑	佐倉市神門 120-1	043-308-9276	043-308-9286

32	オリオンハウス	佐倉市上志津 1340-3	043-488-0441	043-488-0554
33	生活クラブ風の村とんぼ舎 さくら	佐倉市生谷 1612-1	043-460-0077	043-460-0088
34	就労継続支援 A 型あらた 京成佐倉事業所	佐倉市宮前 3-4-10 ラポール観山G	043-310-7305	043-310-7306
35	生活クラブ風の村重心通所 さくら	佐倉市山崎 488	043-483-5550	043-483-5557
36	日中一時支援事業所 かたつむり	成田市飯田町 157-7	0476-29-4905	
37	いんば学舎・花かご	成田市宗吾 3-464-7	0476-37-6460	0476-37-6470
38	不二学園	成田市新駒井野 1-3	0476-35-2536	0476-35-0157
39	しもふさ工房	成田市名木 511-14	0476-96-1021	0476-96-0414
40	就職するなら明朗アカデミー 成田キャンパス	成田市不動ヶ岡 2152-2 成田旭ビル 1 階	0476-24-0202	0476-24-4848
41	生活クラブ風の村重心通所 なりた	成田市大竹字内沼 370-5	0476-33-4962	0476-33-4944
42	協和厚生園	富里市日吉倉 1082-3	0476-93-1535	0476-93-1506
43	十倉厚生園	富里市十倉 2443	0476-94-2101	0476-94-2103
44	大久保学園	船橋市金堀町 499-1	047-457-2462	047-457-4069
45	日中一時支援事業所 ララホーム	船橋市前原西 1-8-5	047-470-4154	047-470-4155
46	あかね園	習志野市茜浜 3-4-5	047-452-2715	047-452-2693
47	沼南育成園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	04-7191-3391	04-7191-5333
48	たけのこ	柏市高柳 1478-5	04-7191-7077	
49	八街わらの里	八街市八街は 3-235	043-441-1100	043-441-1101
50	生活介護　響	茨城県北相馬郡利根町 横須賀 153-3	0297-61-8500	0297-61-8501
51	ほほえみの郷	茨城県龍ヶ崎市板橋町 528-1	0297-85-3511	0297-85-3512

【地域活動支援センター】

	名　称	住所	電話・FAX	
Ⅰ 型	医療法人聖母会 成田地域生活支援センター	成田市本三里塚 226-13	電話	0476-35-7771
			FAX	0476-40-4182
Ⅱ 型	印西市立 福祉作業所コスモス	【R8.4.6～R9.3.31】 印西市笠神 2587 （旧本埜保健センター）	電話	0476-42-0470
			FAX	
Ⅲ 型	1 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（らいおん千葉）	千葉市中央区長洲 1-33-14	電話	043-224-7432
			FAX	
	2 NPO 法人トライアングル西千葉 （トライアングル西千葉）	千葉市稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	電話	043-206-7101
			FAX	043-207-7153

【訪問入浴サービス】

	事業所名	住　所	電話	FAX
1	㈶北斗泰山会	印西市大森 2216-3	0476-42-7300	
2	アースサポート白井	白井市南山 2-1-1-2	047-491-8411	047-491-8412
3	アースサポート佐倉	佐倉市表町 3-12-2	043-483-2100	043-483-2101
4	エルケア㈱	八千代市勝田台 1-35-4	047-483-9690	
5	㈱いわい観光旅行社 介護ステーション Sefro	白井市根 125-13	047-402-2686	047-492-2193

【居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護・同行援護】※福祉サービス受給者証が必要

★重度訪問介護対応　　身：身体障がい　知：知的障がい　精：精神障がい

	事業所名	住　所	電話・FAX		行動援護	同行援護	対　応障がい
1	★印西市社会福祉協議会	印西市木下南 2-10-6	電話	0476-42-0294			身・知 精
			FAX	0476-42-0338			
2	★JA 西印旛訪問介護 サービス指定訪問介護事業所	印西市大森 3546-9	電話	0476-42-1311		○	身・知 精
			FAX	0476-42-1313			
3	地域生活支援センター一歩	印西市岩戸 1721	電話	0476-99-3033	○		身・知 精
			FAX	0476-85-7722			
4	㈲フレンズ印西	印西市草深 2302-3	電話	0476-48-1575			身・知 精
			FAX	0476-48-1576			
5	★めぐみの家エステル	印西市小林 1608-38	電話	0476-97-4421			身・知
			FAX				
6	★ドット 365 千葉ニュータウン	印西市草深 67-7 佐藤第一ビル 201	電話	0476-85-8237			身・知 精
			FAX	0476-85-8238			
7	★重度訪問介護事業所ステップ （重度訪問介護のみ）	印西市高花 2-3-24	電話	0476-36-7921			身
			FAX	0476-36-7922			
8	★ふれあいサポート大吉	印西市木下 1521-27 たるば荘 201	電話	0476-85-6404		○	身・知 精
			FAX	0476-85-6405			
9	訪問介護こころ	印西市草深２２２１－５	電話	0476-31-6006			身・知 精
			FAX				
10	訪問介護エコトピア酒々井	印旛郡酒々井町本佐倉 352-7	電話	043-496-4186			身・知 精
			FAX	043-496-4183			
11	ほがらかケア	印旛郡栄町安食卜杭新 田 904	電話	0476-95-9514			精
			FAX	0476-33-3107			
12	ヤックス ヘルパーステーション安食	印旛郡栄町安食 947-5	電話	0476-37-8079			精
			FAX	0476-37-8059			
13	生活クラブ風の村 介護ステーションさくら	佐倉市山崎 529-1	電話	043-484-3901		○	身・知 精
			FAX	043-485-5950			

14	ケアサービスたんぽぽ	白井市神々廻 1388-2	電話	047-498-0399			身・知 精
			FAX	047-492-8340			
15	フラット生活サポートさくら	白井市根 200-37	電話	047-492-7822	○		身・知 精
			FAX	047-492-7823			

【レスパイト】

	事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ
1	地域生活支援センター一歩	印西市岩戸 1721	0476-99-3033	0476-99-3033
2	プラネット（休止）	印西市木下 1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087
3	地域生活支援センターさくら	白井市根 59-53	047-492-7822	047-492-7823

【生活介護事業】※福祉サービス受給者証が必要　★重症心身障がい者・医療的ケア対象

	事業所名	住所	電話・FAX		対象障がい
1	いんば学舎・松虫	印西市松虫 516	電話	0476-98-2486	身・知
			FAX	0476-98-2497	
2	いんば学舎・草深	印西市草深 484-3	電話	0476-48-6411	身・知
			FAX	0476-48-6400	
3	いんば学舎・陣屋	印西市草深 923-3	電話	0476-36-5425	身・知
			FAX	0476-36-5426	
4	★いんば学舎・しらべ	印西市草深 488-15	電話	0476-36-4433	重症心身 障がい者対応
			FAX	0476-37-5533	
5	いんば学舎・花かご	成田市宗吾 3-464-7	電話	0476-37-6460	身・知
			FAX	0476-37-6470	
6	工房マナ	印西市大森 2553-8	電話	0476-36-8072	身・知
			FAX		
7	デイサービス秋桜	印西市小林 1645-1	電話	0476-97-5535	身・知・精 （高齢者と共生型）
			FAX	0476-97-5591	
8	マーブルハウスあじさい	印西市草深 571-3	電話	0476-29-5284	身・知
			FAX	0476-29-5285	
9	デイサービスセンターほっぷ	印西市岩戸 1721	電話	0476-99-3033	身・知
			FAX	0476-85-7722	
10	★生活クラブ風の村 重心通所さくら	佐倉市山崎 488	電話	043-483-5550	重症心身 障がい者対応
			FAX	043-483-5579	
11	多機能型事業所ｉ工房	我孫子市南新木 1-19-7	電話	04-7139-1153	身・知・精
			FAX		
12	こいけ障害者支援センター	八千代市小池 407	電話	047-456-8826	知
			FAX	047-456-8827	

【短期入所】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ	児	身	知	精
1	短期入所つぼみ	印西市小林 2486-5	0476-33-3741	0476-97-2002	○	○	○	○
2	杏	印西市岩戸 1343-1	0476-99-3033	0476-85-7722	○	○	○	○
3	グループホームいんザイ	印西市小林 1588-22	080-3751-8130	0476-46-2472	○	○	○	○

4	大久保学園	船橋市金堀町 499-1	047-457-2462	047-457-4069	○		○	
5	ひまわり苑	船橋市金堀町 479-2	047-457-7702	047-457-7704				○
6	ローゼンヴィラ壱番館	船橋市藤原 8-17-1	047-430-7900	047-430-3611	○	○		
7	誠光園	船橋市小野田町 769-18	047-457-6636	047-457-6637	○	○		
8	アコモード	我孫子市布佐 1559-2	04-7189-5201	04-7189-5203	○	○	○	○
9	みどり園	我孫子市中峠 2310	04-7187-0511	04-7187-0215			○	
10	とまり樹	我孫子市柴崎 861-1	04-7179-5875	04-7179-5876		○	○	○
11	ｿｰｼｬﾙｲﾝｸﾙｰﾎｰﾑ 我孫子南新木	我孫子市南新木 2-20-8	04-7193-8956	04-7193-8957		○	○	○
12	作山更生園	八千代市小池３９２	047-488-8253	047-488-8263	○		○	
13	不二学園	成田市新駒井野 1-3	0476-35-2536	0476-35-0157	○		○	
14	しもふさ学園	成田市名木 511-15	0476-96-1201	0476-97-0414	○		○	
15	玲光苑	成田市押畑 896-4	0476-24-2164	0476-24-2153		○		
16	ｼｮｰﾄｽﾃｲ杜の家なりた	成田市下方 686-1	0476-20-7575	0476-20-7878	○	○	○	○
17	さわやかリビング成田	成田市本町 590	0476-24-7471	0476-24-7473	○	○	○	○
18	ｼｮｰﾄｽﾃｲはちす苑	佐倉市太田 1145-1	043-483-4165	043-483-2941		○	○	○
19	ルミエール	佐倉市山王 2-37-9	043-484-6393	043-484-6396	○	○	○	
20	めいわ	佐倉市山王 2-37-9	043-484-6394		○		○	
21	リホープ	佐倉市山王 2-37-9	043-484-6395			○	○	
22	さくら千手園	佐倉市青菅 1019	043-462-2008	043-462-2009	○	○	○	
23	下志津病院	四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	043-421-3007	○		○	
24	富里福葉苑	富里市中沢 975-3	0476-93-8133	0476-93-4129	○		○	

【就労移行・継続・定着支援事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話・ＦＡＸ		移行	継続	定着	主な障がい
1	いんば学舎 オソロク倶楽部	印西市草深４８５－３	電話 FAX	0476-36-7555 0476-46-0069		B		指定なし
2	ファインドリーム	印西市草深 2321-2	電話 FAX	0476-37-3955		B		指定なし
3	みらいキャリア&ワークス 印西牧の原	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話 FAX	0476-33-7500 0476-33-7530		A		指定なし
4	みらいキャリアサポート 印西牧の原	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話 FAX	0476-33-7523 0476-33-7530		B		指定なし
5	みらい ONE TEAM	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話 FAX	0476-33-7574 0476-33-7530	○		○	指定なし
6	Ko-Buono （コーヴォーノ）	印西市草深 571-3	電話 FAX	0476-29-5284 0476-29-5285		B		指定なし
7	レモン	印西市小林 1875-9	電話 FAX	080-3549-3814 0476-76-9396		B		指定なし
8	ライトアップ印西	印西市木刈４－２－２ ポルト木刈	電話	080-4660-6234		A		指定なし
9	ライト印西	印西市中央北１－４ アルカサール１Ｆ	電話	080-3443-0489		B		指定なし
10	株式会社カナエル	印西市牧の原 1-1-3 ｳｴｲﾄﾜﾝﾋﾞﾙ	電話 FAX	0476-85-7980 0476-85-7982	○	B		指定なし

11	フラットヴィレッジ	白井市根 460-1	電話 FAX	047-401-8575 047-401-3375		A B		指定なし
12	ワークルーチェ	白井市根 116-41	電話 FAX	047-401-8962 047-404-8963		B		指定なし
13	羽の郷	八千代市高津 447-3	電話 FAX	047-458-1230		B		指定なし
14	はばたき職業センター	八千代市米本 2429-10	電話 FAX	047-488-8813 047-488-8384	○	B	○	指定なし
15	ハッピーストリート	我孫子市我孫子 4-16-23	電話 FAX	04-7189-7496 04-7189-7497		A		指定なし
16	おおばん	我孫子市新々田 30-4	電話 FAX	04-7189-5794 04-7189-8707		B		指定なし
17	多機能型事業所はるか	我孫子市南新木 3-2-4	電話 FAX	04-7137-7793	○	B	○	指定なし
18	多機能型事業所ｉ工房	我孫子市南新木 １-１９-７	電話 FAX	04-7139-1153		B		指定なし
19	明朗カレッジ・さくらキャンパス	佐倉市王子台 1-21-14 第Ⅱ王子台ﾋﾞﾙ4F	電話 FAX	043-312-1047 043-312-1048	○		○	知・精
20	LITALICO(リタリコ) ワークス柏	柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル4F	電話 FAX	04-7160-2730 04-7160-2731	○		○	指定なし
21	ねむの里	栄町安食 2953-7	電話 FAX	0476-95-7220		B		指定なし
22	あじき福祉作業所 ひびきの杜	栄町矢口神明 5-3-2 (株)ｾｶﾞ・ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ矢口事業所内	電話 FAX	0476-37-8366 0476-37-8368		B		指定なし
23	ワーク・かなえ	印旛郡酒々井町本佐倉 352-7	電話 FAX	043-496-4186 043-496-4183		B		知
24	いんば学舎・花かご	成田市宗吾 3-464-7	電話 FAX	0476-37-6460 0476-37-6470		B		指定なし
25	就職するなら明朗アカデミー・八街キャンパス	八街市八街に 66-2	電話 FAX	043-420-8831 043-420-8832	○		○	知・精

【自立訓練事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話・FAX		生活訓練	機能訓練	対象障がい
1	ふれあいサポートセンターいんざい	印西市木下 804-1	電話	0476-42-1118	○		主に精伸
			FAX	0476-42-1055			
2	みらいONETEAM	印西市原 1-2 BIGHOPｶﾞｰﾃﾞﾝﾓｰﾙ印西	電話	0476-33-7574	○		身・知・精
			FAX	0476-33-7530			

【共同生活援助事業（グループホーム）】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	ＦＡＸ
1	グループホーム姫沙羅	印西市岩戸 1342－1	【事務所】 いんば学舎・空木 0476-85-8826	
2	グループホームこぶし	印西市岩戸 1342－1		
3	グループホーム金木犀	印西市岩戸 1343－1		
4	グループホーム西台	印西市松虫 241－1		
5	グループホーム舞姫	印西市松虫 241－1		
6	グループホーム印旛	印西市吉高 1789-2		
7	グループホームー本松	印西市吉高 1789-2		
8	グループホームなでしこ	印西市草深 473-14		
9	グループホーム花梨	印西市草深 470-10		
10	悠友荘	印西市小林 2820－1	0476-77-7984	
11	ほがらかハウスたきの	印西市滝野 3-7-4-106	0476-33-3646	0476-33-3647
12	ベルエキップ	印西市小林 1660－7	0476-97-6079	
13	ベイトレヘイム　ほし	印西市小林 1608－38	0476-97-3268	
14	ベイトレヘイム　ひかり	印西市小林 1608－2		
15	グループホームつぼみ	印西市小林 1644－6	0476-97-5535	0476-35-5591
16	グループホームこすもす友	印西市小林 4095－1		
17	グループホーム望	印西市小林 1191-1		
18	まろんグループホーム印西小林１号館	印西市小林北 1-10-2	0476-50-2642	050-3457-9531
19	まろんグループホーム印西小林２号館	印西市小林 3357-11		
20	まろんグループホーム印西小林３号館	印西市小林 1831-124		
21	まろんグループホーム印西小林４号館	印西市小林 1776-11		
22	まろんグループホーム印西小林５号館	印西市大森 2564-25		
23	まろんグループホーム印西小林６号館	印西市木下東 3-8-23		
24	まろんグループホーム印西小林７号館	印西市小林北 1-4-2		
25	グループホームいんザイ小林牧の里	印西市小林 1588-22	080-3751-8130	0476-46-2472
26	グループホームいんザイ小林アネックス	印西市小林 3942-2		
27	グループホームいんザイ高花	印西市高花 6-31-2		
28	グループホームいんザイ高花２号館	印西市高花 2-13-11		

29	グリーンベル大森	印西市大森 2511-3	0476-50-2656	
30	グリーンベル高花	印西市高花 6-32-3		
31	グリーンベル高花Ⅱ	印西市高花 6-1-6		
32	グリーンベル小林北	印西市小林北 3-4-3		
33	グリーンベル浅間	印西市小林 1751-10		
34	グループホーム KEN 木下東１号棟	印西市木下東4-1 3-1	050-3092-1708	―
35	グループホーム KEN 木下東２号棟	印西市木下東 2-8-20		―
36	グループホーム KEN 小林１号棟	印西市小林 1605-40		―

【児童発達支援・放課後等デイサービス】※福祉サービス受給者証が必要

★重症心身障がい児・医療的ケア児対象施設　身：身体障がい　知：知的障がい　精：精神障がい

	事業所名	住所	電話		児童発達	放課後等	保育所等	
1	印西市立子ども発達センター おひさま	印西市高花 2-1-5	電話	0476-40-6551	○		○	身・知・精
			FAX	0476-47-2655				
2	総合発達支援デイサービス きぼう印西	印西市大森 2454-8 アーバンハイツ１階	電話	070-5571-1195	○	○	○	身・知・精
			FAX	0476-50-5003				
3	ほしぞらキッズ Kira	印西市大森 801-2	電話	0476-94-7405	○	○		身・知・精
			FAX	0476-94-7406				
4	こどもプラス印西教室	印西市大森 2564-138	電話	0476-37-5753	○	○		身・知・精
			FAX	0476-37-5754				
5	ジョブデザインキャンパス	印西市大森 2550-1 松本ビル 101	電話	0476-36-4895		○		身・知・精 ※応相談
			FAX	LINE ID：@839nnbfl				
6	児童デイサービス朋友会憩の里さくら	印西市中根 1954-8	電話	0476-37-5870	○	○		身・知・精
			FAX	0476-37-5339				
7	さくら第二	印西市小林 2486-4	電話	0476-33-3741	○	○		身・知・精
			FAX	0476-97-2002				
8	多機能型事業所りんごの木	印西市小林 1154－7	電話	090-2912-9234	○	○	○	身・知・精
			FAX	0476-36-4853				
9	みらいず	印西市小林 294-15 ｼﾞｭｴﾘｰ B 棟１F	電話	0476-37-3167	○	○		身・知・精
			FAX	0476-37-3168				
10	スマートスタートアカデミー	印西市小林北 1-7-4	電話	090-1838-9191	○		○	身・知・精 ※応相談
			FAX	LINE ID：536ymzap				
11	コペルプラス 千葉ニュータウン教室	印西市原 1-2 BIGHOP 駅前ﾋﾞﾚｯｼﾞ棟	電話	0476-36-8937	○			身・知・精
			FAX	0476-36-8938				
12	通所支援ベルテール 印西牧の原園	印西市原 1-2 BIGHOP 駅前ﾋﾞﾚｯｼﾞ棟	電話	0476-46-0872		○		身・知・精
			FAX	0476-46-0873				

13	クラップ印西牧の原校	印西市原 1-2 BIGHOP バリューモール2F	電話	050-5526-5548		○		身・知・精
			FAX	―				
14	★みらい　メディキッズ	印西市原 1-2 BIGHOP 駅前ﾋﾞﾚｯｼﾞ棟	電話	0476-33-7519	○	○		重度心身 障がい児
			FAX	0476-33-7589				
15	AIAI PLUS 千葉ﾆｭｰﾀｳﾝ中央	印西市中央 1-13-101 ﾚｰﾍﾞﾝ千葉ﾆｭｰﾀｳﾝ中央 THE PREMIUMM1F	電話	0476-37-7313	○	○	○	身・知・精
			FAX	0476-37-7314				
16	プラネット（休止）	印西市木下 1467-2	電話	0476-85-8086	○	○		身・知・精
			FAX	0476-85-8087				
17	放課後等デイサービス ニコルーム	印西市木下東 4-6-16	電話	0476-42-2767		○		身・知・精
			FAX	0476-42-7600				
18	おもちゃ箱いんざい	印西市木下東 3-3-15	電話	070-5082-5109	○	○		知・精
			FAX	――				
19	ウィズ・ユー印西	印西市高花 2-3-4 ｻｸﾗﾌｧﾐﾘｱ別棟	電話	0476-36-5468	○	○		身・知・精
			FAX	0476-36-5487				
20	デイサービスセンター ほっぷ	印西市岩戸 1721	電話	0476-99-3033		○		身・知・精
			FAX	0476-85-7722				
21	★いんば学舎・しらべ	印西市草深 488-15	電話	0476-37-4433	○	○		重度心身 障がい児
			FAX	0476-37-5533				
22	こどもデイサービス ほにほに	印西市草深 2508-1	電話	0476-77-8273		○		身・知・精
			FAX					
23	マーブルキッズ	印西市草深 571-3	電話	0476-29-5284	○			身・知・精
			FAX	0476-29-5285				
24	マーブルメイト	印西市草深 571-3	電話	0476-29-5284		○		身・知・精
			FAX	0476-29-5285				
25	リハビリデイアリス　草深	印西市草深 941-21	電話	0476-29-4513		○		身・知・精 ※応相談
			FAX					
26	あしすとクラス	印西市戸神 557-1	電話	0476-33-3451		○		身・知・精
			FAX	0476-33-3461				
27	このこのリーフ 千葉ニュータウン教室	印西市木刈 6-1-1	電話	0476-37-3196		○		身・知・精
			FAX					
28	放課後等デイサービス HanaHana	印西市内野 1-6-9	電話	0476-37-8726		○	○	身・知・精
			FAX					
29	放課後等デイサービス HanaHana Mate	印西市内野 1-6-6	電話			○		身・知・精
			FAX					
30	こども未来支援 みらいのボクら（休止）	印西市東の原 3-1-246	電話	080-6657-0552	○	○		身・知・精
			FAX	―				
31	かれいどすこーぷ	我孫子市日秀 27-2	電話	04-7137-9023	○	○		身・知・精
			FAX	04-7137-9033				
32	児童発達支援センター安食	印旛郡栄町安食 3678−6	電話	0476-36-4852	○	○		身・知・精
			FAX	0476-36-4853				
33	★生活クラブ風の村 重心通所さくら	佐倉市山崎 488	電話	043-485-5550	○	○		重度心身 障がい児
			FAX	043-483-5557				

【訪問看護】※自立支援医療受給者証または医師の指示書が必要

	事業所名	住所	電話		対象障がい
1	ドットライフ 千葉ニュータウン	印西市滝野 2-2-10	電話	0476-36-8020	身・知・精
			FAX	0476-36-8023	
2	ラビッツ訪問看護印西	印西市木下 1521-140-302	電話	070-9058-2904	身・知・精
			FAX	050-3134-7788	
3	日だまり訪問看護 ステーション	印西市木下1411 2F	電話	0476-33-3038	身・知・精
			FAX	0476-33-3084	
4	訪問看護ステーション あやめ印西	印西市小林 1606-6 エスポワール	電話	0476-80-8005	精
			FAX	0476-80-8050	
5	訪問看護ステーション レ・アーリ	白井市西白井1-9-28 アルベロ 1 番館1F	電話	047-497-5211	精 産前産後母子
			FAX	047-497-5212	

【相談支援事業所】

（１）基幹型相談支援事業所

事業所名	住所	電話・FAX		
いんば障害者相談センター	印西市岩戸 1343-1	電話	0476-99-2501	月曜日～金曜日 9：00～17：00
		FAX	0476-33-6024	

（２）指定特定相談支援事業所（計画相談）　者：障がい者　　児：障がい児

★医療的ケア児等コーディネーター配置

	事業所名	住所	電話・ＦＡＸ		者	児	備考
1	★いんば障害者相談センター	印西市岩戸 1343-1	電話	0476-99-2501	○	○	
			FAX	0476-33-6024			
2	ふれあいサポート センターいんざい	印西市木下 804-1	電話	0476-42-1118	○	○	主に 精神障がい
			FAX	0476-42-1055			
3	印西市立子ども発達センター おひさま	印西市高花 2-1-5	電話	0476-40-6551		○	子ども発達センター 通所児のみ
			FAX	0476-47-2655			
4	★結愛（YUI）	印西市草深 571-3	電話	0476-37-3880	○	○	
			FAX				
5	エマオ	印西市小林 1608-38	電話	080-6572-9134	○	○	
			FAX	0476-97-4421			
6	相談支援事業所さくらんぼ	印西市小林 1154-7	電話	090-2912-9234		○	
			FAX	0476-36-4853			
7	★相談支援事業所みらい	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話	0476-33-7503	○	○	
			FAX	0476-33-7589			
8	こども発達相談支援室	印西市大森 2550-1 松本ビル 101	電話	0476-36-4895		○	
			FAX	―			
9	相談支援センターかなえ	酒々井町本佐倉 352-2	電話	043-488-5530	○	○	
			FAX	043-496-4183			
10	相談支援事業所ほがらか	印旛郡栄町龍角寺 33	電話	0476-80-0310	○	○	
			FAX	0476-33-6328			

11	相談支援事業所まどか	印旛郡栄町龍角寺1561	電話	090-6329-0823		○	
			FAX	―			
12	相談支援事業所ゆめわかば	白井市根 129	電話	047-773-9668	○	○	
			FAX	050-3737-4425			
13	さくら相談支援センターホープ	佐倉市宮小路町41-3	電話	043-372-0367	○	○	
			FAX	043-332-9017			
14	みらい・プラス相談支援事業所	八千代市勝田台7-6-8-201	電話	070-1890-5338	○	○	
			FAX	―			

発達障害に関する外国人保護者向けパンフレットについて

外国人保護者向けパンフレット「お子さんの発達について心配なことはありますか～日本で子育てをする保護者の方へ～」（※こちらは印西市ではなく発達障害情報・支援センターのパンフレットのURL、QRコードとなります）

（http://www.rehab.go.jp/ddis/）　　（https://hattatsu.go.jp/）

発達障害情報･支援センターホームページ　　発達障害ナビポータル

印西市障がい福祉の窓口（月～金曜日　９時～16時30分）

窓　口	電　話	FAX	担当業務
印西市役所障がい福祉課 給　付　係	0476-33-4639	0476-42-0381	重心医療助成、育成・更生医療、福祉サービス 日常生活用具、移動支援 日中一時支援、福祉タクシー等
印西市役所障がい福祉課 支　援　係	0476-33-4136		身体・精神・療育手帳、 自立支援医療【精神通院】 補装具、特定疾患、手話通訳、各種福祉手当、障害者虐待防止・差別解消に関すること等
印旛支所市民ｻｰﾋﾞｽ課 市民福祉係	0476-98-1116	0476-98-2073	重心医療助成、育成・更生医療、福祉サービス 日常生活用具、移動支援 日中一時支援、福祉タクシー、身体・精神・療育手帳、 自立支援医療【精神通院】 補装具、特定疾患等
本埜支所市民ｻｰﾋﾞｽ課 市民福祉係	0476-97-1112	0476-97-3205	

印西市　障がい者（児）総合相談窓口

いんば障害者相談センター（印西市基幹相談支援センター）

印西市内にお住いの、障がいをお持ちの方とご家族からの
ご相談を無料でお受けいたします！（印西市相談支援事業業務受託）

〒270-1616　印西市岩戸1343-1

電話　0476-99-2501 FAX 0476-33-6024　　E-MAIL:soudan@inba-g.or.jp

○開 所 日　月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始は休み）

○受付時間　午前９時～午後５時　（夜間・休日の緊急対応あり）

手帳の級数により対象となる主な制度一覧（その他の制度や詳細は「しおり」をお読みください）

別表

（級）	身体障害者手帳 1	2	3	4	5	6	療育手帳 Aの1	Aの2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	精神障害者保健福祉手帳 1	2	3	備　考	所得制限あり	頁番号
重度心身障害者（児）医療費助成	○	○	△				○	○	○	○	△		○			△は合併で対象		5
自立支援医療（更生医療）１８歳以上	△	△	△	△	△	△										１８歳以上で障がいに応じた該当する医療を受ける場合	○	6
自立支援医療（精神通院）																精神疾患のため継続した通院医療が必要な人	○	7
自立支援医療（育成医療）１８歳未満																１８歳未満で該当する医療を受ける場合	○	7
（税金）特別障害者控除	○	○					○	○	○	○			○					9
（税金）障害者控除			○	○	○	○					○	○		○	○			9
（税金）自動車税の減免	障がいによる						○	○	○	△			○			△は条件つき		9
市営自転車駐車場定期使用料の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			11
JR・航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	精神は問い合わせ					11
有料道路通行料金割引証	本人が運転する場合は身体障害者手帳があれば対象。家族が運転する場合は身体・療育の１種の人。																	12
ふれあいバス（無料）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			13
NHK放送受信料の減免（世帯主で契約者）	○	○	他、視覚・聴覚障がい				○	○	○	○			○			ただし、等級にかかわらず世帯全員が非課税の場合は全額免除		14
上下水道の減免	△	△					△	△	△	△			△			同居人全員が非課税の場合のみ	○	14
特別児童扶養手当	○	○	△				○	○	○	○	△		△	△		所得制限あり・２０歳未満・△は条件つき	○	15
障害児福祉手当（２０歳未満）	△	△					○	○	△	△			△			所得制限あり・△は条件つき	○	15
特別障害者手当（２０歳以上）	△	△					○	△	△	△			△			所得制限あり・△は条件つき	○	16
在宅重度知的障害者等　福祉手当	６か月以上ねたきり、20～64歳						○	○	○	○						所得制限あり・２０歳以上（特別障害者手当・介護保険給付受給者は該当外）	○	16
心身障害者扶養共済制度	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△		県の審査あり		18
補装具の交付と修理	△	△	△	△	△	△										補装具により対象が異なる	○	20
日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	用具により対象が異なる	○	21
住宅改修費の給付	○	○	○	下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを有する人。特殊便器は上肢障害２級以上														22
緊急通報装置の設置	○	○														単身生活者		23
福祉タクシー	○	○	△				○	○	○	○			○	○		△は視覚、下肢、体幹機能障がいの人		25
移動支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			26
外出支援サービス	○	○	○	○	○	○										介助なしでは公共交通機関の利用が困難な人		26
心身障害者（児）施設通所交通費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			27
障害者自動車運転免許取得助成	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○						28
身体障害者用自動車改造費助成	○	○														上肢、下肢または体幹機能障がいの人	○	28
ちば障害者等用駐車区画利用証の交付	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○			○			身体障害者手帳は障がいの種類により基準が異なる		29
日中一時支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			31
訪問入浴サービス	△						△						△			障害者手帳があり常に寝たきりの状態にある人。６５歳未満		35
心身障害者一時介護料助成（レスパイト）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	６５歳未満。短期入所、日中一時支援に該当していない人		36
障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉サービス受給者証が必要		37
声の広報	△	△	△	△	△	△										視覚障がいの人		49
救急医療情報キット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			51
ヘルプマーク・カード配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	周囲の手助けが必要な人		51